

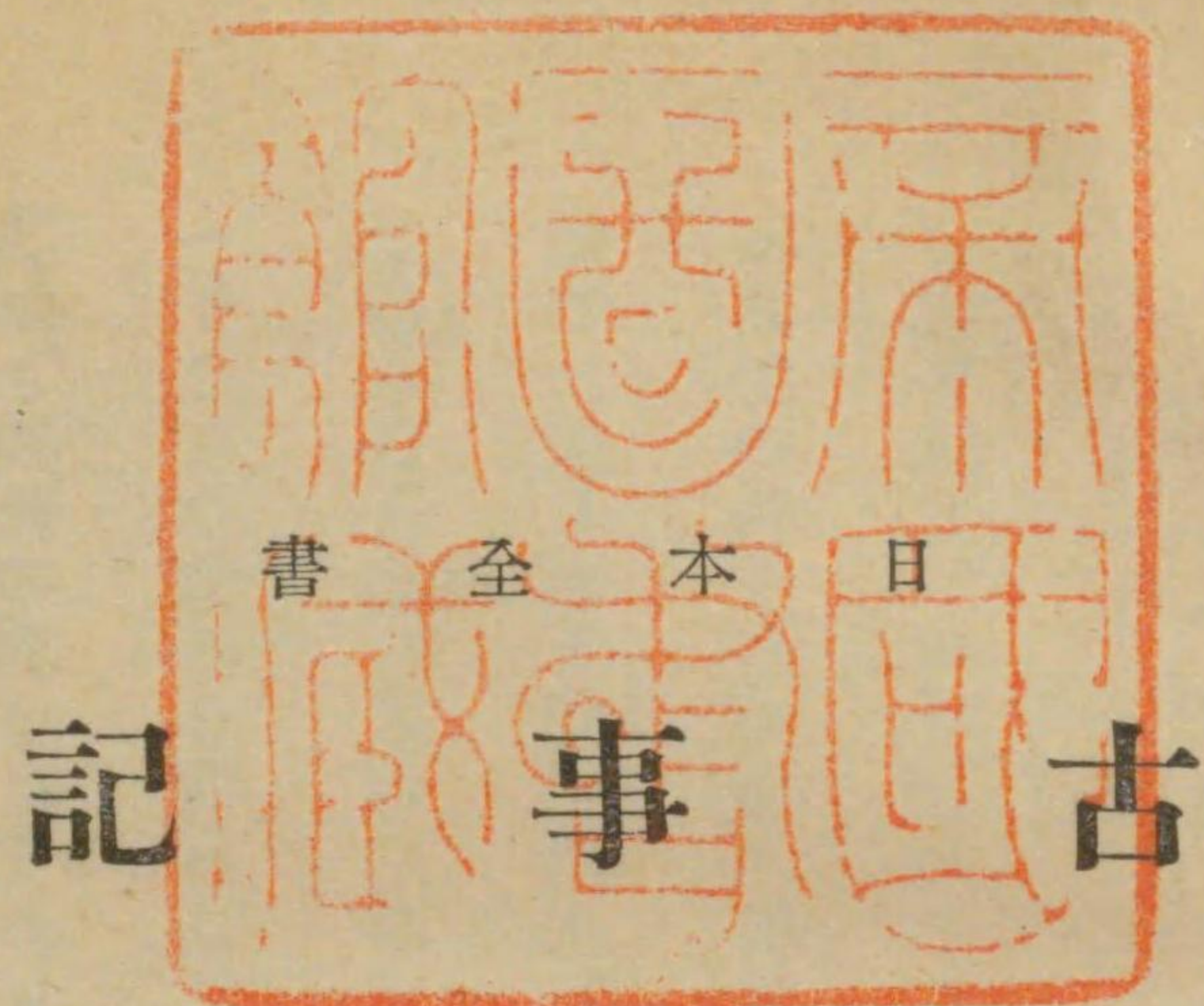
597-466



1200501528730

597
66

33.2.12



著吉祐田武

院書浪樂



597
466

緒言

古事記は、我が國家の本質を語る國典であり、我が民族の歴史を語る史書であつて、我が國民の善く讀み善く理解せねばならぬ書物であるが、その書自身は、ただ歴史の形體を取つて説き去り説き來るだけであつて、その史實の意義に説明を加へない。しかも語られてゐることは、太古以來の遼遠なる時代のことであつて、書物として成立してからも既に一千二百有餘年を経過してゐる。國民必讀の書であるに拘らず、等閑にこれを見る時は、却つて誤解の虞を生ずるものである。これ、古事記の正しき理解への手引として、この書を編むに至つた所以である。この故にすべて平明に文を運ぶを念として、努めて考證に互

ることを避けた。しかも要するに本書は古事記の一解説たるに過ぎないのであるから、讀者は直に古事記の本文に就いて、真にその尊き所以を味はるべきである。

昭和十一年七月

目次

上 古事記の概観

- 一 現代に於ける古典の意義……………七
- 二 文字の渡來……………二一
- 三 本朝修史の事業……………二五
- 四 古事記の成立……………三二
- 五 古事記と日本書紀……………三七
- 六 古事記撰録の意義……………三三
- 七 古事記撰録の用意方針等……………四九
- 八 古事記の傳來……………六〇
- 九 史書としての古事記……………六四

十 資料の扱ひ方……………三七

十一 神書及び文學書としての古事記……………三八

十二 古事記の文章……………三七

十三 古事記の文字使用法……………四九

下 歴史神話と歌物語……………一〇一

一 國家の成立と傳來……………一〇三

二 國土の生成……………一〇八

三 天の岩戸と八岐の大蛇……………一〇七

四 大國主の命……………一〇六

五 天孫降臨……………一〇〇

六 海幸山幸……………一〇六

七 神武天皇の御事蹟……………一〇四

八 崇神天皇の御事蹟……………一〇九

九 景行天皇と倭建の命……………一〇五

十 大陸との關係……………一〇七

十一 下卷の記事……………一〇三

十二 古事記の神話……………一〇六

十三 教材としての歴史神話……………一〇九

十四 異郷神話……………一〇六

十五 古事記の歌謡(一)……………一〇一

十六 古事記の歌謡(二)……………一〇二

十七 歌物語……………一〇四

十八 古事記の價值……………一〇三



上古事記の概観

一 現代に於ける古典の意義

太平洋の波打つ處、北から南へ美しい弧形を描いて日本群島は横たはる。豊葦原の瑞穂の國と呼ばれ、蓬萊の仙島と稱せられた昔を今に、萬古に輝く皇統を上を戴いて、國威を四海に輝かしてゐる。この島に繁殖した日本民族は、密林を切り開き、濕原を開墾して、その生活を樂しみ來つた。その民族の團體的行動として、日本帝國は建設せられた。

人が、家族と共に家を構成して生活を續ければ、こゝに家の歴史があり、國家を構成して生活すれば、こゝに國の歴史がある。日本民族は、或るいは高天の原より海を航して來り、或るいはもとよりこの島に居住してゐた者もあると傳へられる。これらの人々が、渾然たる一民族をなして、國家を構成・經營するに當つては、勿論こゝにその歴史があるべきである。その國家構成の精神、準備作業から遂に嚴然たる國家の成立を見るに至つた經過、かくして成立した國家の本質、竝にその充實擴張の意味を含む傳來等に就いては、その國家に所屬するところの人々にとつては、必、知らねばならぬところであり、同時に又、その正しい理解を得て、今日及び將來に於ける日本民族の一人たる立場を、明にせねばならぬ。これは古代に對する知識欲でもあり、同時に又今日の義務でもある。かやうな意味で、國家の建設及び傳來に關する歴史は、讀み直されなければならない。

古代民族の生活を明にする爲には、文字に書かれて傳はつてゐる歴史の他に、考古學、人種學等の参加も重要である。しかし民族の最大事業たる國家の建設、殊にその精神的方面に至つては、どうしても主として古代文獻に依らざるを得ない。此處には古代民族の信じ、考へ、行つて來たところが傳へられてゐる。今我等の手に傳へられてゐる古代文獻の中で、幸にして、國家建設の精神を語り傳へてゐるものが若干ある。それは、古事記、日本書紀の二書を主として擧ぐべきであり、これに祝詞、風土記、古語拾遺等の古典も、補足

的材料となつてゐる。此處には古事記を中心として、その性質・意義等を明にしたいと思ふ。

かやうな古代の文獻は今日よりして見れば、我等の國家、我等の民族の古代を知る爲の材料として、重要な意義を有するものであるが、これは單に古人が有してゐたものといふだけでなくして、その傳來の實物が今日に存してゐる關係上、又今日の我等の有する寶と言はねばならない。こゝに展開せられる神話、歌謡、その他の文學は、直にこれを讀み、これを味ふことの出来る性質を持つてゐる。よし其處には、時代の隔絶といふ障壁はあるにしても、その有する情趣は、直接に今日の精神生活に觸れる所のものであるであらう。

かやうな古代文獻に載せられてゐる所は、民族及び國家の歴史であると同時に、神々の生活を語る部分にあつては神話であり、人の世に降つては、人間生活の記録でもある。その信仰的内容を含むこと多きよりして見れば、又一の神書といふべきである。かやうな多様の意味に於いて古事記は讀まるべきものである。

二 文字の渡來

古代日本民族の生活は、半農半獵の形で始められたであらう。弓矢を携へて山野に狩獵し、扁舟に棹さして海洋に釣した生活の傍、廣漠たる平野の一角を耕して種を下し、その秋の收穫を楽しんで居つたであらう。氣候濕潤にして降雨多く、河川沼澤に富んだその地勢は、稻種を得るに及んで、水田耕作を國本とするに至つた。その始めに當つては、暴雨に溢れ流れた河水の退き去つた沃土に、苗を植ゑたと思はれるが、水の調節を生命とする水田耕作にあつては、自然に耕作地形の固定を生じて、こゝに民族永住の基礎をなした。血統によつて團結せる一族は、一處に集つて一人の主長を戴き、大家族主義の下に、自衛自耕の一途を續ける。これらの家族はやがて氏族の元となり、これらの氏族を合せて、

國家構成が組織せられる。上に天皇を戴き、氏々の人は或るいは祭事に、或るいは兵事に奉仕するかたはら、下に部曲の民を擁して繁榮してゐた。

古代にあつては、人々共同の最大の行事は祭典であつた。國には國の祭典があり、氏には氏の祭典がある。祭典こそは、古代民族唯一の藝術的生活であるとも云へる。各種の造形藝術がこゝに成され、樂舞・歌謡・神話・壽詞等の伎藝はこゝに發生・生育する。國家の祭典は國家機構の運轉であり、實證でもあつたのである。

かくして人々は、幾多の言語による藝術を有してゐた。これらの藝術は、口より口に語り傳へる事によつて傳來した。しかし我が國にあつては、これを記し留めて置く事の出来る文字の發生を見なかつた。所謂神代文字と稱せられるものは數種傳つてはゐるが、これは全く近世の學者の製作するところである。これらの神代文字の偽物であることは、一も近世以前の古い文獻を有せざる事、及び上代の發音と相違してゐる事等により、完全に證明せられる。一二の文字の萌芽ともいふべき、象形的のものはあつたかも知れぬが、實用

品として廣く用ゐられるものはなかつたのである。

我が國に文字あるは、西隣の支那大陸に於いて發生した、漢字の渡來したに始まる。日本群島は四面に海を廻してゐるとはいへ、その蒼海を航して、支那又は朝鮮と交通するとは、太古よりあつたであらう。その文物風俗の渡來し來つたのも、一朝一夕のことではないと思はれる。従つて漢字の渡來も、いつの世に如何なる形で入り來つたとも知り難い。史に、應神天皇の朝に朝鮮から、阿知吉師、和邇吉師の如き學者が、渡つて來たことを記してゐるが、その以前にも、多少の文字又は文字を知れる人は渡つて來たことでもあらう。唯、この頃に及んで特に顯著なる事蹟が傳へられるのは、日本の文化史の上に、一時期を劃するもの、とは言ふべきであらう。

漢字が入り來つてより後、その意志發表の機關として特殊の性能を有するにより、又一面には、大陸渡來の文物であるといふ好奇心より、これを學び、これを用ゐるに至つたであらう。こゝにまづ實用的方面に文字が用ゐられ、ついで漸次に他の方面にも、これが使

用を見るに至つたものと思はれる。元來言語は、發表すると同時にその形を失ふものであるが、文字はこれに對して、更に時間を越えて残り得る性質を有してゐる。これが故に、長き時間の後に傳へる爲に使用するに適してゐる。それでやがて、口誦し來つた國家の歴史の如きものを文字譯する意義を知つて、こゝに歴史編纂の事業は起つたのである。

三 本朝修史の事業

文字が入り來つてから年次を経るに従つて、これを使用する事が盛になり、歴史の上にもその記事が残る様になつた。かくして履中天皇の御代には諸國に國史を置いて、實用文書を掌らしめたことが見えてゐる。こゝに國史といふのは、國の歴史の意味でなくして地方に於ける書記の意味である。推古天皇の御代には、文字の使用も愈々盛になつたと考へられて、實際にその御代に作られた文章の實物が残つてゐる。歴史の編纂も亦、その御代に行はれたものを以つて最初とする。即、推古天皇の二十八年に、聖德太子が蘇我馬子等と共に天皇記、國記、臣・連・伴造・國造・百八十部並に公民等の本記を撰ばれたことが傳へられてゐる。しかしこれらの史書は、蘇我氏が滅ぶ時に家財等と共にこれを焼き、

たゞ船史ふねのし惠尺けいせきといふ者が、その中の國記を取り出して、當時皇太子にましました天智天皇に奉つたといふことである。しかしその國記も、或るいは近江の天津の宮殿あたりにあつて失はれたものと思しく、後世に傳らない。今日傳つてゐる先代舊事本紀の中の國造本紀を以つて是なりとする説もあるが、信を措き難い。

近江の天津の宮の後を承けさせられた天武天皇の御代に至つて、ふたゞび修史の事業は興された。元來天智天皇の朝廷は、非常に大陸文明の吸収につとめられた時代であるが、その時代にあつて歴史編纂の事業のあつた事が傳へられずして、却つて天武天皇の朝に至つてこの事業が興されたのは、こゝに至つて内に省みて我が國の本質を明にしようといふ氣運を生じたものであらう。或るいは又近江朝にあつては、とにかく國記の傳はるものがあり、それをも失はれた天武天皇の朝廷に於いて、歴史編纂の急務なるを感じられたのであるかもしれない。

天武天皇の修史事業の御事蹟は二つ傳へられてゐる。一は天皇が當時諸家に傳つてゐた

帝紀及び本辭の、誤りの多いのを數かせられこれを正さうとせられて、舍人であつた稗田阿禮に授けられたことである。これが後に至つて太安麻呂の手によつて筆録せられて、古事記三卷となつたのである。今一つは天武天皇の十年三月に天皇が大極殿に出御せられ、川島皇子・忍壁皇子おさかべ・廣瀨王・竹田王・桑田王・三野王・上野君三千・忌部連首あづみ・阿曇連稻敷・難波連大形・中臣連大島・平群臣子首等に、帝紀と上古の諸事とを記さしめ、中臣大島と平群子首とが筆を執つてこれを記したといふ事である。この事業もその御代には完成せられなかつたものと思はれる。日本書紀はこの事業を繼承せられて出來たものであらうと考へられる。次いで持統天皇の五年八月には、大三輪おほさん・雀部ささきべ・石上いそのかみ・藤原・石川・巨勢こせ・膳部かほべ・春日かみつげ・上毛野かみつけの・大伴・紀・阿倍・佐伯さへ・采女うね・穗積ほづみ・阿曇あづみ・平群へぐり・羽田の十八氏に詔して、その祖先等の纂記を奉らしめたことが傳へられてゐる。これも多分歴史編纂の史料として集められたものであらう。これらの事業は、いづれも奈良朝時代に入つてその成果を結んだ。即、元明天皇の和銅五年に古事記が成り、それより八年後の養老四年に

至つて、舍人親王に依つて日本書紀三十卷が奏上せられたのである。奈良朝初期は、文化的施設の整備した時代であつて典籍も多く編纂せられたと傳へられる。和銅六年には諸國に命じて、風土記を奉らしめた事も傳へられてゐる。

これよりして後、世を降るに従つて典籍の編修も愈々多く行はれ、又従つて前代の歴史のあとを追うて、これに次ぐべき歴史も編纂せられた。日本書紀は朝廷の正史として、天地開闢より持統天皇の御代に及んで記されてゐるが、その後を受けて桓武天皇の御代には、續日本紀四十卷が成り、文武天皇から桓武天皇の延暦十年迄の事を記してゐる。これを受けて仁明天皇の御代に日本後紀四十卷が成り、これは桓武天皇の延暦十一年から淳和天皇の天長十年迄の事を記してあるが、惜しいことにはこの書は今日僅に十卷を存するのみである。これを承けて清和天皇の御代に續日本後紀二十卷が成り、淳和天皇の天長十年から仁明天皇の御一代の事迄を記してゐる。その次は日本文徳天皇實錄十卷で、陽成天皇の御代に成り、文徳天皇御一代の御事蹟を記してゐる。その次は日本三代實錄五十卷で、醍醐

天皇の御代に成り、清和・陽成・光孝御三代の御事蹟を記してゐる。上記の日本書紀からこの三代實錄迄を六國史と稱する。これは朝廷に於ける官撰の歴史であるが、この後は歴史官撰の事は絶えて行はれなかつた。

上記の如き官撰の歴史の他に、民間にも歴史編纂の事は行はれた。その主なものを二三擧げて見ると、先代舊事本紀十卷は、何人が撰んだとも知り難いが平安時代に成つたものと思しく、古事記・日本書紀その他の古書の文を、綴り合せたもので、今日他に見えない材料を傳へてゐる。古語拾遺は平城天皇の大同二年に、齋部廣成がその家に傳つた古傳を記して奉つたもので、天孫降臨以來特に神事關係の事を中心に記してゐる。假字文の歴史としては、平安時代に大鏡及び榮華物語があり、主として藤原氏の全盛時代を語り、おくれで作られた水鏡・増鏡・今鏡等は、大鏡に模して作られ、こゝに上代から建武中興迄の歴史が揃ふのである。鎌倉時代の始めの僧慈圓によつて作られた愚管抄は、一箇の道理を以つて神武天皇以來の史實を論じたものであり、吉野朝の忠臣北畠親房により著された神皇正

統記は、神代から後村上天皇の御代迄を録して、皇統の正しかるべき所以を論じてゐる。近世に入つては幕府の學問所たる林家によつて、神武天皇から後陽成天皇に至るまでを記した本朝通鑑が編纂せられ、水戸の徳川光圀の下にあつて、神武天皇から後龜山天皇迄の本紀及び列傳を記した大日本史が編纂せられた。後幕末に至つて飯田忠彦の手により、大日本史について後小松天皇から仁孝天皇迄の御事蹟を記した野史が編纂せられた。かくして更に明治時代に入つて諸種の歴史が編纂せられた次第である。

以上は本朝修史事業の大觀であるが、神代から上代に至る我が民族の發展、及び國家の成立及びその傳來に至つては、いづれも古事記及び日本書紀を中心とし、これに二三の傍系の古書を参照して、これを考へる他はないのである。單にこれだけでも此等の史書の間
に於ける、古事記・日本書紀の位置は明白にせられるであらう。

四 古事記の成立

古事記成立の意義・目的・由來・經過及び編纂の方針等に関しては、古事記の序文みづからこれを語つて居り、これに古事記の本文の示すところを合せて考へるべきところである。

古事記の序文は、古事記が出来上つた事を奏上する撰者の上表文で、これをそのまま卷首に附し序文としたのである。その文は、支那の所謂四六駢儷體の立派な漢文で出来てゐる。四六駢儷體とは、一句が普通四字又は六字であり、多く對句の體を用ゐてゐる文體をいふ。非常に華やかな性質の文章である。いま、その序文に依つてまづ古事記成立の順序を見るに、その動機は天武天皇の詔勅に始まる。その勅語は「朕聞けらくは、諸家の賈た

る帝紀と本辭と、はやく正實に違ひ、多く虚偽を加ふといへり。今の時に當りて其の失を改めずは、いまだ幾年を経ずして、其の旨滅びなむとす。斯は乃邦家の經緯、王化の鴻基なり。故こゝに帝紀を撰録し舊辭を討覈して、偽を削り實を定めて後葉に傳へむと欲ふ(原漢文)この勅語の意味は、當時諸家に有するところの帝紀と本辭とが、虚偽が多く加つてゐるといふ事をお聞きになり、この帝紀と本辭との性質は元來國家構成の要素であり、天皇御政治の基準であつて、國家として極めて重要な意味を有するものであるから、偽を削り正しきを定めて、後世に傳へようと思し召される旨である。古事記の撰録はこの勅旨に基いて興されたものである。

この勅語には諸家に帝紀と本辭とがあつた事を示されてゐる。この帝紀と本辭とが整理せられ撰録せられた結果が、古事記となつたのであるから、要するに古事記そのものは帝紀及び本辭の綜合に他ならぬものであるといふべきである。

帝紀と本辭とは同一のものを單に文章の文あやで書き分けたものかと云ふに、同じ勅語の中

にも「帝紀を撰録し、舊辭を討覈し」とあり、又同じ序文中にも「帝皇の日繼、及び先代の舊辭」又、「舊辭の誤り忤たがへるを惜み、先紀の謬り錯あやまれるを正さまくして」ともあり、日本書紀に、天武天皇の十年三月川島皇子等に勅して國史を編せしめられた時の文にも、「帝紀及び上古の諸事を記し定めしむ」とあつて、帝紀は帝皇の日繼・先紀等とも稱せられ、又本辭は舊辭・上古の諸事等とも稱せられるもので、互に性質を異にするものであつたことが知られる。

上代の文獻にあつて帝紀は、聖德太子の御一代の事を記し奉つた上宮聖德法王帝説に、帝紀といふ書を引用して、聖德太子と蘇我馬子が佛寺を建立せられたことを記してゐる。日本書紀の卷十九には、欽明天皇の皇子の事を記し奉つて、その説明に、帝王本紀には古字が多くあり、これを撰び集めた人が屢々變つて、後の人が傳へて行く間にも誤が多くなり、皇子方の順序等にも誤つたものがある、といふ様に記してゐる。この帝王本紀も恐らくは同類の書であらう。更に古事記の序に、帝紀の別名として認められる帝皇の日繼に就

いは、同じく日本書紀卷三十の持統天皇二年十一月の條に、天武天皇を追悼し奉つて、
當麻真人智徳が、皇祖等の騰極の次第を誅^し奉る、これは禮式で古語に日嗣と云ふ、と記
してある。これにより日繼と云ふ事は、歴代天皇の御即位の次第の意味であることが知ら
れる。これらの記事を綜合して考へれば、帝紀と稱するものは、歴代天皇の御次第・御系
譜竝に御事蹟等を含むことが知られる。而してこれが既に一箇の書物として成立してゐた
であらうと云ふことは、帝紀といふ名稱でも知られるが、古事記序文中に撰者が編纂に當
つて爲した用意の中に、姓の日下^{くさか}の如き、名の帶^{たらし}の如き字は、元の儘にして改めないと書
いてあるに依れば、既に元の文字の記されたものがあつたといふべきである。稍降つて、
奈良時代の古文書には、天平十八年の文に、日本帝紀一卷とあり、同じく二十年の文に、
帝紀二卷日本書とある事等により推察される。

一方に本辭又は舊辭と稱するものは至つて文獻に乏しい。古事記から前記の帝紀に屬す
るものと思はれる部分を除いた神代の物語、歌物語等の類が、所謂本辭といふべきであら
う。これは當時恐らくは口誦のまゝに傳へられて居たものであつて、それ故に文獻として
残つてゐるものが無いのであらう。事によると神話又は歌物語の如きを、その性質より本
辭と稱せられたものであつて、元來本辭と呼べる者は無かつたのかも知れない。

かやうに當時存在してゐた帝紀及び本辭の誤謬が多くなつたから、これをお正しになつ
て、舍人をして居た稗田阿禮といふ者に勅語を以つてお授けになつた。この稗田阿禮は當
時二十八歳で非常に聰明であり、目に觸れたものは口に誦み、耳に聞いたことは心に覚え
ると記されてゐる。唯惜しむべきは、天武天皇の何年に阿禮が二十八歳であつたのか記さ
れてゐないので、従つて古事記撰録の動機なる天武天皇の御事蹟が、何時行はれたかを
知る事が出来ぬ。又川島皇子等をして國史を編纂せしめられたこととの前後も定め難いので
ある。

稗田阿禮は、天の宇受賣の命の子孫である。稗田氏は代々婦人が猿女の君として宮廷に
奉仕し、御神樂のこと等に従事したと傳へられる。そこで稗田阿禮も猿女の君の一人で婦

人であらうといふ説もある。古事記本文の内容から言へば、或るいは婦人が語り傳へたものかとも考へられる。例へば天照らす大神と須佐の男の命とが誓約を遊ばされた時に、古事記では須佐の男の命が潔白であるから女神が生れた、といふ解釋になつて居り、日本書紀ではその反對に、男神が生れたから須佐の男の命が勝つたことになつてゐる。この他にも古事記には女性尊重の意志が見える所がある。

天武天皇は、折角正された帝紀及び本辭を稗田阿禮に授けられたが其の儘になり、いまだこれを撰録するに至らなかつた。これが元明天皇の御代に至つて、同じく歴史御尊重の意味から和銅四年九月十八日に、太安麻呂に命じて、稗田阿禮が誦み習へる勅語の舊事を撰録せよと命ぜられた。よつて安麻呂がこれを文字に書きなして奉つたのが、和銅五年正月二十八日で、命を受けてから僅に四箇月にしてこの書が出来たのである。

故に古事記撰録の動機は天武天皇の勅慮に興り、元明天皇に至つてこれが繼承せられて、太安麻呂の撰録に依つてこれが大成を見た次第である。

五 古事記と日本書紀

日本書紀の成立に就いては前にも記したが、元正天皇の養老四年五月功成りて、舍人親王によつて奏上せられた所である。但し今日の日本書紀に就いては多少の問題を存してゐる。それは養老四年の奏上には日本紀を撰修したとあり、又古書に引用するところも多く日本紀とあるに拘らず、今日の書名は日本書紀とある事である。又養老の奏上には紀三十卷、系圖一卷とあるに拘らず、今日の日本書紀には系圖を有してゐない。官撰の史書であるに拘らず、序文・上表文等を有してゐない。古書に引用するところと今日の日本書紀とは年紀に一年の相違があり、又日の干支にも相違がある。これらの疑問は今日いまだ解釋せられてゐないが、或るいは上代の或る時期に於いて、何らかの整理改修が試みられた

のであるかも知れない。しかし今日の日本書紀が奈良時代の撰録にかゝはることは、内容上疑を容れざるところであつて、古事記と並んで上代研究の資料として、貴重なる古典であることは勿論である。

古代及び上代の研究に當つては、常に古事記・日本書紀と相並んで稱せられる。この二書には共通の性質もあり、又多少相違せる所もある。今まづ此處にその相違せる所以を説いておかうと思ふ。

前にも記した通り、古事記は主として帝紀及び本辭を材料として撰録せられたのである。日本書紀はやはり帝紀及び本辭を材料としたであらうが、更に古事記に用ゐなかつた資料を有してゐる。これは多くは書籍・記録・文書等の、既に文字によつて記されてゐる幾多の材料である。我が國に文字が入り來つてから、特に朝廷に於ける百般の政務に、文字を以つて記録を作る事が行はれ、従つて斯様な役所の記し留め、又は彼此交通の文書等の多數があつた筈である。日本書紀は斯様な性質のものを多様に用ゐてゐると認められる。又

日本書紀編纂の當時には既に若干の史書があつた筈である。書中に見える所でも、日本舊記・百濟記・百濟新撰・百濟本紀・高麗沙門道顯日本世紀等がある。この他にも、或本・一本・舊本・一書等の名によつて別傳を多く併記してゐる。又當時の文人雅客等の作にかはる文章の如きも材料となつたと認められる。例へば雄略天皇の二十二年の條にある浦島の子の記事の如き、元來は漢文の浦島子傳なるものがあつてそれを材料としたのであらう。書紀の文の最後に「語は別録にあり」と記されて居るのも、所謂その別録なる文章が存在してゐたことを語る。斯様に日本書紀は古事記以外の幾多の材料を有して、自然その記事は詳密になつてゐる。古事記が三卷であるに對して、日本書紀は三十卷あつて、殊に降つての御代の事蹟に詳しいのは、材料が此處に多かつたに依るのである。又神代の部分に於いても日本書紀は多くの材料を有して、しかもこれに選擇を爲さず、本文の次に「一書に曰はく」として別傳を多數併記してゐる。古事記の物語が唯一筋を語るに對して、日本書紀は本系の最重大なる筋は變らないが、枝葉の點になると幾多の異つた傳來を傳へて

ゐるのである。

古事記の文章に就いては猶後に記さねばならぬが、國文脈を存してゐるに對して、日本書紀の文章は純然たる漢文である。奈良初期の朝廷に於ける公用文は主として漢文であつたから、此の書も亦これに準じて斯様な文體を成したものであらう。古事記が主として對内的の意義に立つに對して、日本書紀は對内的の意味もあるであらうが、假に大陸人に示すとすれば示す事の出来る性質をも持つてゐる。思ふに大陸にあつては幾多の歴史書があり、本朝から彼の國に使した人々はこれらの文物を見て、これが國家の施設として必要な事を感じたであらう。此處に内に省みて、我國の歴史を堂々たる漢文を以つて記し定める氣運を生じ、この書を成したものと思はれる。こゝに於いてか日本書紀は特に國際的意義を生じ、大陸との關係の如き、これを詳述する傾向を有してゐる。従つて國家意識に燃えて、すべての記事が國家中心の敘述をなしてゐる。

日本書紀の有する國際的意義からして、こゝに此の書が當時の新知识を容れすべての説明に合理的ならんとした態度が現れてゐる。例へば天地開闢の説話は、支那の淮南子・三五曆記等の開闢説に據つたものといはれてゐるが、これは當時としては新知识であつて、いはば宇宙に關する一箇の學説である。これを以つて古代史を始める事は、當時の人々に取つては合理的なる態度と言はねばならぬのである。かくして日本書紀にあつては、斯様な大陸文化の影響を受ける事が多いのである。神武天皇の御代以後、編年の體に依り年を立て、記事を記したのも、或る場合には強ひて年々に當て嵌めたとも考へられる。又記事の末節には大陸風の文章にとらはれたものも見受ける。例へば將軍を遣すに當つて、『斧鉞を賜ふ』と書いてあるのは支那の史書に據つたもので、本朝にあつては將軍に劍を授けられる事はあるが、斧鉞を賜はることはないのである。大體に於いて日本書紀は古事記よりも大陸の文飾を用ゐてゐる所が多いのである。

古事記と日本書紀との相違點の重要なるは斯様の諸點にあるが、記事の内容にあつても亦相違するものがある。しかしその國家構成の大道に至つては、相通じて矛盾するところ

は無いのである。この二書は或る場合には別方面から一事を敘してゐる性質もあるので、
兩々相違つて明に爲す事を得ることもある。全く同一でなくして相違のあるものが傳つた
所に殊に意義の存するものがある。古事記は古語を存することによつて特色があり、日本
書紀はこれを漢譯してゐることによつてその事實の内容を知る事が出来るのである。

六 古事記撰録の意義

古事記・日本書紀の内容は、天地の始めよりして天皇の御代に至る迄の歴史であるが、
かかる歴史を書物として作り爲すに至つたのは勿論大陸文化の刺戟にも依るが、しかも内
容そのものは我が國家の成立及び傳來の事實であつて、大陸文化の刺戟の無かつた時代に
も勿論口誦によつて傳へ來つたものである。

かゝる歴史に對して古人は如何なる意義を感じてゐたか。それは古人が古事記・日本書
紀の如き古典を編み出して、後世に傳へようとした其の事實からも知ることが出來、又こ
れらの古典の内容自身も、如何なる意義に於いて傳へられて居るかを語つてゐる。その上
に又古人は古事記の序文に於いて、かゝる歴史の意義精神を明記しておいたのである。此

處に古事記撰錄の大目的が語られ、古人の歴史に對する思想・精神が窺はれる。日本書紀にあつては、不幸にして其の成立存在の意義を語る文章は無いが、これもその性質上古事記に準じて考へて然るべきであらう。

古事記の序文はその撰者太安麻呂の記する所にかゝはる。和銅五年正月二十八日に古事記を奏上した時の上表文であるが、それを序文として本書に附したのである。この序文は便宜上三段に分つて觀察すべきである。第一段は、遠く前代の御事蹟を考へて歴史の意義を明にしてゐる。第二段は天武天皇の御事蹟を掲げ奉り、歴史と國家との關係を説いて古事記撰錄の由來を語つてゐる。第三段は、元明天皇の御事蹟に始まり古事記成立の經過、編修の用意・方針、内容の區分等に及んでゐる。今、更に順次にその文を示してこれを説明して行かう。

第一段は更に二節に分つて見るべきである。次にまづ第一段第一節の文を掲げる。原文は漢文であるがいま書き下し文に改める。

臣安萬侶言さく、夫混元既に凝りしかども、氣象いまだ敦からざりし時、名も無く爲も無ければ、誰か其の形を知らめや。然ありて乾坤初めて分れて、參神造化の首を作し、陰陽斯に開けて、二靈群品の祖と爲りき。所以に幽顯に出入して、日と月と目を洗ふに彰れ、海水に浮沈して、神と祇と身を滌ぐに呈れき。故太素は杳冥たれども、本教に因りて土を孕み島を産みし時を識り、元始は綿邈たれども、先聖に頼りて神を産み人を立てし世を察にせり。

(口譯) 臣安麻呂、謹んで申し上げます。この世界の一番初に當つて、渾沌として何も分らぬものがまづ固まりましたけれども、いまだ何等の性質も熟しませんでした。時には、名もありません、働きも御座いませんでしたから、何人も其の形状を知る者は御座いませぬ。かくして後に、天と地とが初めて分れて、天の御中主の神、高皇產靈の神、神皇產靈の神の三神が、形ある者の初となり、陰の氣と陽の氣が定つて、伊邪那岐の命、伊邪那美の命の御二方が、萬物の祖先となりました。それから伊邪那美の



命は、黄泉の國に行つてお歸りになつてから、禊を遊ばされて、目をお洗ひになる時に天照らす大神、月讀の命が御出現になり、海水に浮き沈みせられる時にも、多くの神が出現致しました。かやうに太古の事はほの暗くありますが、教へ傳へました事に依つて、國土を産み出した時の有様を知り、最初の事は遙であります、先の世の賢き人に依つて、神を生み人を育て、行つた世を明かに致します。

この『臣安萬侶言さく』の一句だけは第一段に屬してゐるけれども、内容上この序文全體にかゝるものである。この節は、天地開闢以來伊邪那岐の命の御事蹟に至る迄の要を摘んで、かゝる古代の事實ではあつても幸に本教・先聖の存するによつて、此を知ることが出来るといふ意味を説いてゐる。即本教を傳へるものが先聖であつて、古代口誦の存することによつて、かゝる遙遠の時代の事實を知る事が出来る旨を述べ、歴史の尊重すべき所以を明にしてゐるのである。この本文は我が國の古傳により、これを支那哲學の知識によつて解説を加へてゐる。支那哲學にあつては萬物は形と氣とを有してゐる。太初は渾沌と

して名状すべからざるものであつたが、やがてその形が乾坤即天地の二つに分れ、氣が發達して陰陽の二氣を生じた。此處に萬物生々の力を生じたといふのである。支那風に説いてはあるが事實は本朝の古傳であつて、これを傳へて當時に至つた事を稱へてゐる。

第一段の第二節は、天照らす大神の御事蹟に始まり、允恭天皇の御事蹟に至るまでを、要點を摘んでこれを掲げ、其の後に是等の御事蹟に就いての感想を記してゐる。その文は次の通りである。

寔に知る、鏡を懸け珠を吐きて、百王相續ぎ、劍を喫ひ蛇を切りて、萬神蕃息せしことを。安の河に議りて天の下を平け、小濱に論ひて國土を清めき、是を以ちて番の仁岐の命、初めて高千穂の嶺に降り、神倭の天皇、秋津嶋に經歷したまひき。化熊川より出でて、天劍高倉に獲、生尾徑を遮りて、大烏吉野に導き、儼を列ねて賊を攘ひ、歌を聞きて仇を伏しき。即夢に覺りて神祇を敬ひ給ひき。所以に賢后と稱す。烟を望みて黎元を撫し給ひき、今に聖帝と傳ふ。境を定め邦を開きて、近つ淡海に制し、姓

を正し氏を撰みて、遠つ飛鳥に勒しき。歩と驟と各異に、文と質と同じからずといへども、古を稽へて風猷を既に頽れたるに繩し、今を照して典教を絶えなむとするに補はずといふこと無し。

(口譯) かくの如くにして、天照らす大神は、須佐の男の命と、天の眞名井を中にして、珠や劍を嚙んで、誓約を遊ばされてより、萬世一系の皇統こゝに相繼ぎ、須佐の男の命が出雲の國に大蛇をお斬りになつてから、多くの神々がこゝに繁榮致しました。高天の原では、八百萬の神が安の河原に於いて天下を平定すべき手段を御相談になり、建御雷の命が降下して、大國主の命と小濱で談判して國土を譲らしめました。是を以つて、天孫邇々藝の命は、初めて高千穂の峰にお降りになり、神武天皇は大和の國に御巡幸遊ばされました。その神武天皇の御事蹟としては、或るいは化けた熊が川から出て天から降下した寶劍を高倉下に依つて得させられ、尾のあるものが徑を過りて、大きな鳥が吉野へと御導き申し上げ、或るいは共に舞つて賊を掃蕩し、歌を聞い

て仇を征服せられました。崇神天皇は御夢に依つてお覺り遊ばされて神祇を御崇敬遊ばされましたので賢皇と申し上げ、仁徳天皇は、民家の炊煙を御覽遊ばされて、人民を愛撫遊ばされたので、今に聖帝と申し傳へて居ります。成務天皇は近江の宮に於いて天下の國郡を定め地區を開發遊ばされ、允恭天皇は飛鳥の宮に於いて、臣民の姓氏をお定めになりました。かやうに或る時は徐々に、或る時は早急に、又或る時代は華やかに或る時は質素にといふやうに、それぞれに相違はありますけれども、いづれの時代といへども、すべて古を稽へて道義の既に壞れてゐるのを正し、今を照して風教の絶えようとするのを補ひ足さないといふ時代は御座いません。

この節は初に神代以來の事實を列擧して歴史の大觀を述べてゐるが、眼目とする所は、これらの何れの時代と雖、御事蹟の性質に緩急の別はあるが、何れも『古を稽へて風猷を既に頽れたるに繩し、今を照して典教を絶えなむとするに補はずといふことなし』と言ふにある。この序文は勿論對句を用ゐて文を進めてゐるのであるから其の意味で解釋して行

かねばならぬが、歩と驟といふのは、歩は足をあげて歩むことであり、驟は急ぎ走ること
で、悠々として迫らざる時代もあり急進を事とする時代もあることを現してゐる。文と質
とは、文は華やかに派手なる事、質は質素であつて、時代の傾向に此の如き相違のある事
を語つてゐる。又古を稽へて云々は、何れの時代と雖、古を稽へて今を照し、風猷の頽
たるを繩し、典教の絶えなむとするを補はれたといふ意味である。風猷・典教は、世の中
を指導教育して行く道で、風儀・道德の頽廢してゆくのを正すに、古を稽へて今を照す事
を以つてせられてゐるといふ意である。即この節の眼目は、この稽古照今にあるので、稽
古とは往古を考究してこれを明にすることであり、これを以つて現在を照して行く意義を
現してゐる。前代を明にする事は歴史の一大事であるが、しかもその應用は今を照すにあ
るので、こゝに歴史の眞意義はこの両面を備へねばならぬことを明瞭にしてゐる。如何な
る御代でも皆前代を明にしてこれによつて當代を統治せられて行つたのであつて、こゝに
歴史の尊重すべき所以が更に高調せられてゐるのである。歴史は單に前代の事を明にする

だけを以つて終れりとすべきでは無いのである。こゝに今といふは上に列記した御代々々
を指すものであるが、理論としては何れの時代の今にも適用すべき性質を持つてゐる。即、
將來をも含む廣義の現代であつて、歴史の規範とするところはこの現代に及ばねばならぬ
のである。

以上の第一段は、要するに歴史の尊重すべき所以であつて、一は歴史に依つて前代を知
る事を得ることを示し、一はこれを以つて當代の規準となすべき性質の存することを明に
してゐるのである。この思想こそは、古人が實際に於いて、我が國の歴史を尊重しこれを
傳へ來つた精神であつて、古事記撰録の根本的意義は此處に存在するのである。

次に第二段は、第一段を受けて歴史編纂の大業を示す。これも二節に分つて觀察すべき
である。

飛鳥の清原の大宮に大八洲御しし天皇の御世に暨びて、潜龍元を體し、洊雷氣に應じ
き。夢の歌を聞きて業を纂がむことを想ほし、夜の水に投りて基を承けむことを知ら

し給ひき。然れども天の時いまだ臻らざりしかば南山に蟬蛻し、人事共に洽くして東國に虎歩したまひき。皇輿忽駕して、山川を凌度し、六師雷のごとく震ひ、三軍電の如く逝きき。杖矛威を擧げて、猛士烟の如く起り、絳旗兵を耀かして、凶徒瓦のごとく解けぬ。いまだ浹辰を移さずして、氣沴おのづから清まりぬ。すなはち牛を放ち馬を息へ、愷悌して華夏に歸り、旌を卷き戈を戟め、儷詠して都邑に停まりたまひき。歳大梁に次り、月夾鐘に踵り、清原の大宮にして、昇りて天位に即きたまひき。道は軒后に軼ぎ、徳は周王に跨え給へり、乾符を握りて六合を摠べ、天統を得て八荒を包ね給ひき。二氣の正しきに乗じ、五行の序を齊へ、神理を設けて俗を奨め、英風を敷きて國を弘めたまひき。

(口譯) 大和の國の飛鳥の清原の大宮で天下を御統治遊ばされた天武天皇の御代に及んでは、帝位を極めさせ給ふべき瑞祥が種々に現れました。夢の中に歌をお聞きになり、又伊賀の國の横川のほとりにお出遊ばされて、帝位にお即きになるべきをお覺

り遊ばされました。然しながら時いまだ至らずしては、しばし芳野山に隠れ給ひ、時節到來しては、東國に武威をお示しになりました。遂に兵を擧げて士氣大に振ひ、幾程もなくして天下の亂を平定せられました。かくて大和の國に凱旋遊ばされ、癸酉の年の九月に、清原の大宮で御即位遊ばされました。道は支那古代の聖帝と傳へられる黄帝にも勝り、徳は周王にも越えさせられ、天地の順正の道理によつて、天下を御統治遊ばされ、民風を御教導遊ばされました。

この一節は、天武天皇の御事蹟を掲げ奉り、和漢の故事を以つてその盛徳を稱し奉つてゐる。この節は次の第二節の伏線として、重要な意味を有してゐる。即、第二節に於ける天武天皇修史の御事業は、この第一節に語られる廣大なる盛徳に基く事を述べてゐる。第二段の第二節は、天武天皇が歴史に明にましまして、こゝに修史の御事業を興させられ稗田阿禮に勅語を授けられた事を記し奉つてゐる。その文は次の如くである。是重加智海浩汗として、潭く上古を探り、心鏡煒煌として、明に先代を觀給ふ。是

に天皇詔したまひしく、『朕聞けらくは、諸家の賣^もたる帝紀と本辭と、既に正實に違ひ、多く虚偽を加ふといへり。今の時に當りて、其の失を改めずは、いまだ幾年を経ずして其の旨滅びなむとす。斯すなはち邦家の經緯、王化の鴻基なり。故^{かれ}惟に帝紀を撰録し、舊辭を討覈して、偽を削り實を定め、後葉に流^{つた}へむと欲^{おも}ふ』と宣りたまひき。時に舍人有り、姓は稗田名は阿禮、年は廿八。人と爲り聰明にして、目に度れば口に誦み、耳に拂^ふるれば心に勒す。即阿禮に勅語して、帝皇の日繼と先代の舊辭とを誦み習はしめ給ひき。然れども運移り世異にして、いまだ其の事を行ひ給はざりき

(口譯) これに加ふるに、御智の海は深くして上古の事に及ばせられ、御心の鏡は明であつて、先の代の有様をお見通しになりました。是に於いて天皇の仰せられまするには、『朕の聞く所に依ると、諸家の持つて居る帝紀と本辭とは、既に正實に違ひ、虚偽が多くなつてゐるさうである。今日その誤を正さずしては、幾年をも経ざる間にその本旨が亡んでしまふであらう。これは邦家の經緯であり、且王化の鴻基である。

そこで今、帝紀を撰び記し、舊辭を調査して、偽の部分の削り、正實を定めて後世に傳へたいと思ふ』と仰せられました。

その時に、稗田阿禮といふ舍人がありました。年は二十八、人と爲り聰明であつて、目で見さへすれば口で誦み、耳に聞きさへすれば心に記憶致しました。依つて阿禮に勅語を下して帝皇の日繼と先代の舊辭とをお授けになり、これを誦み習はしめました。しかしながらその儘に時勢が變つて、まだこれを書物に記し定める迄に至りませんでした。

この節にあつては、古事記の撰録の直接動機として、天武天皇の勅語の文は最重要なる意義を有してゐる。こゝに諸家の有する帝紀と本辭とが多く正實に違ひ、虚偽を加へてゐることを歎かせられ、これは邦家の經緯、王化の鴻基であるからして、その正しきを定めて後世に傳へたいと思ふと仰せられてゐる。

帝紀と本辭との性質は既に前述せる通りであるが、これは即歴朝の御事蹟であり、又神

代以來の歴史的物語でもある。これを所有してゐる諸家が如何にして異傳を生じたかといふに、これは諸家にあつてはいづれも自家の祖先を中心にして歴史を傳へるので、おのづからその祖先の功績を擴大してゆく傾向がある。同一の事に兩家の祖先が従事したことがある場合、これらのうち自家の祖先を主として傳へる傾向を有してゐる。例へば中臣氏と齋部氏との關係にあつては、その祖先神の功績に就いて争ひがあり、出雲氏の祖先神なる天の菩比^{ほひ}の命の功績に就いても、其の家と他家との間には見解の相違がある。しかもかくの如き歴史は邦家の經緯、王化の鴻基であるから忽緒にして置く事は出來ない。邦家の經緯とは國家構成の要素の義であり、王化の鴻基とは天皇御統治の基本の義である。何故に歴史が國家構成の要素であり天皇御統治の基本であるかに就いては、歴史そのものゝ語る所に依る外は無いのであるが、少くともこれは國家建設の事實であり、又國家傳來の事實であるので、國家を保有して行くにはその根源を明にして、これに依つて統治を行つて行かねばならぬのである。同時に歴史はこの意味に於いて現代を照すものでなければならぬ

のである。斯様な意味を持つて古事記の撰録は企てられたのである。

以上第一段・第二段に於ける思想は、歴史の尊重すべき所以を明にしてゐるのであるが、然しながら此の思想そのものに就いては、既に大陸にあつても同様な思想を見るのである。支那の古典にも既に博古知今、彰往考來の如き成句があつて、往古を考へてこれを現代及び將來に及ぼすといふ事は述べられてゐる。然しながらこの思想を以つて支那の實狀に當て嵌めて考へれば如何かといふに、その往時の歴史を明にしてこれを以つて現在に及ぼすとならば、そこに現れるところは前朝革命の事實のみが現れるのである。古代から強者が出現すれば時の王朝を覆へし取つて代る、此の事實が繰り返へされて今日に至つてゐる。支那にあつては稽古照今の思想は立派でも、これを實際に照せばやはり革命的なる支那思想が現れるだけである。歴史を明にしてこれを現代に及ぼす事は、我が日本の歴史に照してその光輝を生ずるのである。神代よりして萬世一系の天皇を戴いてゐる我が歴史は、これを今日に及ぼして同じく萬古無比なのである。この稽古照今の思想は立派であるが、そ

れよりも尊いのは我が日本の歴史なのである。其の歴史は我が國家の成立及び傳來を語る
ところであつて、こゝに我が國が如何なる國體を有するかは明にせられる。古人の國家建
設の精神はこゝに明にせられてゐる。國體の解釋の如きは古今二義あるを許さない。古人
建設の意義は同時に今日の國家の精神でなければならぬのである。此處に至つては古典を
研究しこれを明にする事は、今日の爲であると言はねばならない。古人が歴史を尊重して
此を後世に傳へようとした意義は、正しくこゝにあると言ふべきである。この故に歴史に
偽ある事を許さず、正しきを定めてこれを撰録するといふことの重大なる意義が明にせら
れるであらう。

七 古事記撰録の用意方針等

古事記撰録の意義・目的等に関しては前述の通りであつて、全く天武天皇の勅慮より起
つた事である。而して天皇は、其の正しきを選んで稗田阿禮に授けられたが、いまだその
書の成立を見るに至らずして終られたのである。依つて次の持統文武の二代を経て元明天
皇の御代に至つて、その撰録の事業は完成されたのである。序文の第三段は元明天皇の御
事蹟よりして、古事記成立に至る経過、及び編纂に關する用意・方針、及び各卷の内容に
互つて説いてゐるのである。次にまづ第三段の第一節を掲げる。

伏して惟ふに皇帝陛下、一を得て光宅し、三に通じて亭育したまふ。紫宸に御して
徳は馬蹄の極まるところに被り、かひ玄扈に坐して化は船頭の速ぶところを照したまふ。

日浮びて暉を重ね、雲散りて煙かすます。柯を連ね穂を并はず瑞、史書することを絶たず、烽を列ね、譯を重ねる貢、府空しき月無し。名は文命より高く、徳は天乙まさに冠れりと謂ひつべし。焉こゝに舊辭の誤り忤たがへるを惜み、先紀の謬り錯れるを正さまくして、和銅四年九月十八日を以ちて、臣安萬侶に詔して、稗田阿禮が誦める勅語の舊辭を撰録して、獻上せよと宣り給へり。

(口譯) 謹んで案じまするに、天皇陛下に於かせられましたは、國家の元首としてその大を得させ給ひ、皇宮に坐して、徳化は水陸の極地にも及び、日輪高く天に懸り祥瑞は日毎に盛であり、遠く海外より朝貢する者、その跡を絶たぬ有様にございます。御名は夏の禹王にも勝り、御徳は殷の湯王にも越えておいで遊ばします。こゝに舊辭や先紀の誤つて居るを惜み給ひ、これを正さうとして、和銅四年九月十八日を以つて臣安萬侶に命じて、稗田阿禮が誦む所の、かの天武天皇の勅語の舊辭を撰び記して獻上せよと仰せられました。

この前半は和漢の出典ある文字を用ゐて元明天皇の御盛徳を稱へてゐる。天皇英明にましまして、天武天皇と同じく世に傳ふる所の帝紀及び本辭の誤多きを歎かせられ、こゝに太安麻呂に詔して、稗田阿禮が誦み習へる勅語の舊辭を撰録せよといふ御命令をお下しになつた。時に和銅四年九月十八日である。この稗田阿禮が誦み習へるところが即古事記の材料となつたものであるが、これは阿禮が悉く暗誦してゐたと爲す説もある。しかし帝紀が文獻としての性質を持つて居り、又序文の第二段に阿禮の聰明なる事を叙して『目にわたれば口に誦み』とも記してあるので、少くとも部分的には文字になつてゐたものと考へられる。或るいは書物になつてゐるものをも誦み傳へて、合せて全體の體系をなしてゐたものであらう。いづれにしても天武天皇が歴史的體系をお立てになり、稗田阿禮が之を傳へ太安麻呂が古事記の形に書きなしたと見るべきものである。

次に第二段第二節に移る。この節は元明天皇の仰せを受けて、太安麻呂が古事記撰録に従事した始末を語る。その文は次の通りである。

謹みて詔旨に隨ひ子細に採り據ひぬ。然はあれども上古の時、言意竝林にして、文を敷き句を構ふること、字には即難し、已に訓に因りて述ぶれば、詞心に逮ばず、全く音を以ちて連ぬれば、事の趣更に長し。是を以ちて今或るは一句の中音訓を交へ用ゐ、或るは一事の内、全く訓を以ちて録しぬ。即辭理の見え匡きは、注を以ちて明にし、意況の解き易きは更に注せず、亦姓の日下に、玖沙訶と謂ひ、名の帶の字に多羅斯と謂ふ。かくの如き類は本に隨ひて改めず。大抵記す所は、天地の開闢よりして、小治田の御世に訖ふ。故天の御中主の神より以下、日子波限建鵜草葺不合の命より以前を上つ卷と爲し、神倭伊波禮毘古の天皇より以下、品陀の御世より以前を中つ卷と爲し、大雀の皇帝より以下、小治田大宮より以前を下つ卷と爲し、并せて三卷を録し謹みて獻上す。臣安萬侶、誠惶誠恐、頓首頓首。

(口譯) 依つて謹んで御命令に隨ひ、子細に採り記しました。しかしながら上古の時代は、言語も内容も素朴でありまして、文章詞句の構成が、これを文字に書き現す

となると困難を覚えます。文字を訓讀せしむるやうに書きますと、思ふ通りの言語に読み得られません。さりとして全く字音のみを以つて記しますと、事が非常に長くなります。そこで今或るは一句の中にも音と訓とを交へ用ひ、或るは一事をすべて訓を以つて記したりしました。意味の取りかねるものは註を付けて明にし、解き易きものは別に註を付けませぬ。又例へば姓の日下の字をクサカと讀み、名の帶の字をタラシと讀む、かやうの類は本の通りにして改めませぬ。大體記します所は、天地の開闢から推古天皇の御代迄でございます。それで天の御中主の神から日子波限建鵜草葺不合の命までを上卷とし、神武天皇から應神天皇迄を中卷とし、仁徳天皇から推古天皇迄を下卷とし、合せて三卷を録して謹んで獻上致します。臣安麻呂恐れ畏み謹んで申し上げます。

最後に『和銅五年正月二十八日、正五位上勳五等 太朝臣安萬侶』と年月日・位階・署名を載せてゐる。

この節は前半は行文上の用意であり、後半は本書の内容に関する記事である。稗田阿禮の傳へたところは古詞であつて、これを文字に書き現すは容易のことではなかつたのである。元來漢字は大陸文化の産物であるから、始めから我が國語を寫すには適してゐない。そこで各種の用法を利用してなるべく古意を損しない様に苦心したのである。當時の普通の文章は漢文であつたが、いま本書の撰録に當つて、悉く漢文に譯してしまつては古意を損することあるのみならず、古詞を保存する事が出来ない。古人が莊重なる調子を以つて傳へ來つたところを、一旦にして全然現し方の違ふ漢文を以つて譯出する事は、太安麻呂の堪へられぬところであつた。さりとして漢字を全部單なる音符文字として使用したのでは一個の音を録するに字劃の多い漢字一個を用ゐねばならず、文章は非常に長くなつてしまふ。そこで漢文風の書き方の中に特殊の語句には音符文字としての用法を用ゐて、本書の文章を綴つたのである。然はあれども上古の時云々の數句はこの事に關する趣意を記してゐる。今本書中に就いてその文體の例を挙げれば、

汝心之清明何以知。

の如きは純然たる漢文といふべく、これに依ればその意味は知られるが、我が國の古詞に何となへたか不明である。よつて

次國稚如_ニ浮脂_ニ而。久羅下那州多陀用弊流之時。

の如き方法をも用ゐてゐる。この中、久羅下那州多陀用弊流の十字は、唯音を現すだけであつて、その意味は、海月の様に漂つてゐるといふことである。そこで編者はこれらの十字を音を以つて讀ましめる爲に、特に「流字以下十字以_レ音」の細註を加へて讀者に注意を與へてゐる。書中に收めてある歌謡の如きは、全部この字音によつて寫す方法によつてゐる。されば本書は、漢文の中に字音を以つて讀ましめる所謂萬葉假字の用法を併せ用ゐたものと云ふべく、その漢文の部分は、字音を以つて棒讀みにしたものでなくして、これを國語に還元して讀ましめたものである。よつてその漢文體の部分も純粹の漢文にあらずして、文字の位置等はさして正確なるを求めなかつた様である。例へば

如葦牙^ニ因^ニ萌騰之物^ニ而。

の如きも、漢文にしては因の字を如の字よりも上に置かねばならぬものであるが、古事記の編者はさういふことにかまはずに、國語に読み下し得れば足りるといふ流儀で文字を連ねたものと思はれる。しかも更に意味の解し難き恐れあるものは、細註を加へてこれを明にしてゐる。この註は読み方に關するものと語義に關するものがある。上に記した字音で讀めといふもの、又文字の聲を指したものがあつた。聲は所謂アクセントで本書には上・去の二種があるが、去は極めて稀である。又姓のクサカに日下、名のタラシに帶の字を當てるが如きは、前の時代から慣用例であつたと見えて本書も之等の用例に従つてゐる。恐らくは帝紀等に斯様な文字を用ゐて居たものであらう。

斯様に本書が行文の上に非常な苦心を拂つたのは、元來漢字のみを以つて國語を寫すことに困難な次第がある爲であるが、しかもその困難を犯しても猶古詞を保存することに努めたのは、本書の特色であつて撰者安麻呂の功績といはねばならない。本書の内容は日本

民族の生活の記録であるから、その民族の使用する言語によつてのみ完全に傳へることが出来る。漢文の如き外國語に譯してしまはなかつた事は、本書撰録の際に於ける大なる功績といはねばならないのである。

最後に序文は本書の内容及び卷別を語つてゐる。即本書は天地初發より起つて推古天皇の御代に及んでゐる。但し最後の數代は記事が極めて簡略であるのは、本書が記録の類を用ゐずして唯帝紀のみによつた爲であつて、本辭を有せざる部分は自然に記事が簡略になつたものと思はれる。御歴代の御事蹟は何時の世に終つてもよいわけであるが、その材料たる帝紀が偶々推古天皇に終つてゐたのであらう。この御代は文化史上特に注意すべき時代であつて、文運の大いに興つた時である。今日文字に書かれた實物も比較的多く存して、所謂推古朝の遺文の語をなしてゐる程、前代に比なく盛であつたものと考へられる。この時代に最初の國史は成り、十七條の憲法・法華經義疏・伊豫溫湯碑文の成つた時代である。こゝに筆を止めた事は偶然であつたかもしれないが文化史的に又意義のある區劃と言ふべ

きである。

本書はこれを三卷に分ける。上卷は神代の部分、中卷は神武天皇から應神天皇迄、下卷は仁徳天皇から推古天皇迄である。神代の部分に全體の三分の一を要してゐるも、本書の傳ふる所殊に古代を傳ふる意義のあつた事が知られるであらう。此處に我が國建國の基礎は傳へられ、次いで中卷の神武天皇の御代に至り、國家としての形體の大成を見るのである。自然に國家建設の部分が本書の主要なる部分を爲してゐると言へるのである。

太安麻呂は神武天皇の御子神八井耳かむやみみの命の子孫で、天武天皇に仕へて功績のあつた太朝臣品治しなはるの子である。文武天皇の慶雲元年正月に従五位下に叙せられ、和銅四年四月に従五位上、八年に従四位下、靈龜二年四月に氏の長者となり、その後民部卿に拜せられ、養老七年七月に歿した。平安時代に出來た弘仁日本紀私記序に依れば、日本書紀の編纂にも參加したと傳へられる。文才のあつた人と思しく本書の序文の如きは立派な漢文で綴られてゐる。本書は和銅四年九月十八日に勅命を承つたのであるから、これを奏上した和銅五年

正月二十八日迄には僅に四箇月を経過してゐるだけである。なほ古事記の序文には太安萬侶とあり、續日本紀には太安麻呂とあるが、どちらでも同じで、古人は文字を變へていかやうにも書いたものである。

八 古事記の傳來

古事記・日本書紀は何れも勅命によつて成つた書物であり、しかもほとんど同時代に成立したのであるが、日本書紀は朝廷の正史として屢々講筵の事が行はれ朝廷を中心としてその研究が行はれて來たが、古事記は近世に至る迄は餘り顧みられなかつた。

古く古事記を引用したものととして萬葉集・琴歌譜・土佐國風土記等がある。弘仁の日本紀私記の序には古事記の成立を説いて居る。又先代舊事本紀には古事記の書名は見えないがその文を用ゐて居る所がある。斯様に古事記を引用したものは往々に見受けるけれどもこれが研究を爲したものは見當らない。鎌倉時代に入つて卜部兼文が古事記に裏書をなしたものが、とにかく古事記に對する註釋的記事の始めであらう。これは一つに纏められて

古事記裏書と稱せられてゐる。なほ古事記上卷抄といふものがあるが、これは單に古事記の文の抄出が加つてゐるだけである。しかしその抄出には読み方が附いて居つてこれが古事記の読み方に對する最古の資料になつてゐる。

かくの如くにして古事記は古寫本も少い。名古屋の眞福寺に藏せられて居る眞福寺本と稱せられる本が、現存せる最古の寫本である。これは三卷を三帖に寫し、上下の二卷は北朝の應安四年の書寫、下卷は應安五年の書寫で何れも僧賢瑜の筆にかゝる。この本には三卷とも奥書を有して居るが、それに依れば上下の二卷と中卷とは別系統の本である。殊に中卷は世間に極めて少かつたが、唯鴨院の文庫にのみ傳つて居り、これを以つて寫したといふ事である。斯様にこの書は寫される事が少くして一時はほとんど散逸に歸せんとしたことが知られる。眞福寺本に次いで應永三十一年に僧道祥の寫した伊勢本上卷一帖、及び同じく三十三年に僧春瑜の寫した伊勢一本上卷一冊とがあり、これらを古寫本として、これに次いで室町時代以後の寫本が數部存するのみである。江戸時代に入つてから寛永二

十一年に版本が出来、次いで貞享四年に渡會延佳の校訂した鼈頭古事記が出版せられ、後享和三年に至つて長瀬眞幸によつて訂正古訓古事記が出版された。これは本居宣長の古事記傳の訓法に従つたものである。此等の版本を眞福寺本に比較するにかなり異同がある。例へば眞福寺本には歴代天皇の御名の上に前天皇との間の續柄を記し奉つて居るが、版本にはこれが無い、又眞福寺本には天皇の崩御の年を干支を以つて記してゐる。寛永本にもこれがあるが、鼈頭古事記に至つてはこれを削つてしまつた。其の他文字にも相當の異同があつて、本文研究の上に問題を提示してゐる。なほ上記古寫本中眞福寺本・伊勢本・伊勢一本等は古典保存會に依つて複製出版せられてゐる。

註釋書としては、本居宣長の古事記傳が大著述である。宣長は明和元年三十五歳にしてこの著述にとりかゝり、六十九歳の時寛政十年六月十三日に其の稿を了へた。本書は古事記の註釋書ではあるが宣長の學問の全體を見ることの出来るものであつて、始めに總論とも云ふべきものを掲げ、次に本文の詳密なる註釋を施してゐる。その他の註釋書としては

富士谷御杖の古事記燈があり、近年の著述には次田潤氏の古事記新講、中島悦次氏の古事記評釋等が注意すべき著述である。

猶古事記に就いては江戸時代に沼田順義の科戸の風、及び昭和四年に出版せられた中澤見明氏の古事記論の如き偽書説も存してゐる。古事記論に依れば、古事記は天長・承和の實際に賀茂社に關係深き祠官の手で偽作されたものであらうといふ事である。しかし古事記の本文に用ゐられてゐる文字の使用法は、全く奈良時代初期の用法であつて、平安時代以後の人の爲し能はざるところである。内容からいつても何等疑ふべきものを見ないのであつて、偽書説は浮説と見なければならぬ。

九 史書としての古事記

古事記成立の意義に就いてはさきに古事記の序文によつてこれを記した。其處には古人が歴史を尊重し、此を以つて經國の事業とする意志が明に現れてゐる。それ故に古事記の本文は、其の形體を考ふれば歴史であり、其の精神を言へば國家構成の機關であるといふべきであり、而してその表現様式に至つては文學の形體を有してゐるといふべきである。

古事記を一個の歴史書として見る。こゝには天地の初より推古天皇の御代に至る迄の事實が時間的に記されてゐる。此處に語られる所は日本民族を中心とする歴史であつて、日本民族の起源よりして、國家を構成しこれを護持して行く歴史が展開してゐるのである。

この間の歴史は他に日本書紀があり、古事記と日本書紀とは主要なる意義を有する部分にあつては一致し、唯事件の末端に至つては相違する所がある。歴史書としての價值に就いては、平均に詳密なること、體裁の整備せること、年を立て、事件を記せること、客觀性に富めること、合理性を有すること等の理由によつて、日本書紀を勝れりとする見方もある。もとより日本書紀は古事記に材料とした以外の材料を包容してゐるのであるから古事記に缺けたるところを此に求め得られるのは當然である。記録・文書の如き材料を使用して居る點に於いては、日本書紀の方が歴史書としての價值は勝れて居るであらう。而してその以外の共通せる部分に就いて比較をしなければならぬ。その場合に、日本書紀の年を立て、整備せる記述を爲せるは却つて強ひてこれを爲したかの觀がある。むしろ古事記の年を立て得なかつた方が古傳であらうと認められる。一方古事記は歴史書としては繁簡そのよろしきを得ざるが如き觀もある。又國家の歴史としては必しも重要ならざる部分を却つて詳述せる如きものもある。幾多の歌謡を中心とせる説話の如きにはかやうな性質のものもあるであらう。しかし古人の好んで傳へたところをその儘に記したといふ事は

13

成	仲	應	仁	履	反	允	安	雄	清	顯	仁	武	繼
務	哀	神	德	中	正	恭	康	略	寧	宗	賢	烈	體

八 八

六〇	九	四一	八七	六	五	四二	三	三	二	三	五	三	一	二	八	二五
----	---	----	----	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

九五	五二	一三〇	八三	六四	六〇	七八	五六	一二四	三八	四三
----	----	-----	----	----	----	----	----	-----	----	----

一〇七	五二	一一〇	七〇	八一	八二
-----	----	-----	----	----	----

29

安	宣	欽	敏	用	崇	推
閑	化	明	達	明	峻	古

一四 三 四 三七

二 四 三 二 一 四 二 五 三 六

七〇 七三

七三

かやうに數字的記事にあつては古事記と日本書紀とは一致せるものが極めて少いのである。

古事記は歴史書としては事件を中心に筆を進め居り、歴史物語の先蹤を爲すものとも云へるのである。而してその態度は、決定的であつて推量にわたる語法を有してゐない。この點は大鏡等の事實の裏面を追求しようとする態度と全く違ふのである。こゝに語られる

ところは古人の眞實無二と信じてゐるところであつて、しかも事實に現れたる事を敘述するに止つてゐるのである。しかしてその語り手は現れずに事件の内容ばかりが記されてゐる。大鏡に假設の人物を作つてこれをして語らしめる如き作爲の跡を有してゐない。

かやうな歴史物語が古事記の形を取得するに至る迄には、如何なる方法に依つて語り傳へられてゐたかは問題である。普通に説かるゝところでは語部といふものがあつて、かやうな物語を語り傳へるを職掌としてゐたと言はれてゐる。又中には古事記の如く纏つた形に於いて語り傳へられたとも説かれてゐる。然し古事記にあつては元來は帝紀と本辭とは別種の傳來を有してゐたのを、天武天皇の御事蹟としてこれを合せられたものと見るべきである。この帝紀と本辭とは恐らくは傳來の方法をも異にして居たであらう。帝紀は帝皇の日繼であり、天武天皇の御靈の前に誄詞として唱へられたといふ日本書紀の持統天皇の巻の記事を認めるならば、これは國家の重要な祭典に於いて唱へられる詞であり、之を掌るものは朝廷の重臣であつて語部ではなかつたのである。本辭に至つては、その一部分に

は或るいは語部の傳へたものもあつたであらうが、その大部分殊に國家に重き關係を有するものは、やはり國家の祭典に於いて傳承せられたものと見るべく、その形式は祝詞の形で唱へられたものといふべきである。その理由は、元來祝詞は國家の構成を宣する神語の性質を有して居り、従つてその文詞には國家の成立に關する神話を保有してゐたと認むべきであるからである。現存せる古き祝詞の文にかやうな神話を含んでゐるのはこれに依るものである。但しその神話は個々の祝詞にあつては比較的簡略なるものであつたであらう。これを綜合するところに本辭の整理の意味が存するのである。

かくの如く傳承し來つたものは、成文の歴史を有せざる時代にあつて當然一國の歴史たる位置を占むるものである。これは記憶により傳へられるものであるが、その價值は成文の歴史と性質に於いて相違するところはない。かへつて成文の歴史に、強ひて合理化せんとする整理があり、口誦の歴史に素朴なる傳來が存してゐるであらう。唯今日から見てこの中からその眞實性を含む部分を取り出してくればよいのである。其處に古事記の歴史書

としての價值が存するのである。

十 資料の扱ひ方

古事記の中・下巻のうち、御歴代の天皇の御系譜、御事蹟の大要、寶算、山陵等に關する部分は、所謂帝紀より出たと認められる部分である。この部分は、文飾を用ゐず簡素に事を記してゐる。これは既に古事記編纂の當時に、成書が在つて、これに依つて記されたものと認められる。その使用せる文字に至るまで、かなりこれを踏襲してゐると思はれる。この部分に、崇神天皇以後には細註として、干支を以つて天皇崩御の年を記してゐるものがある。後の學者は、かくの如きは漢意であるとして、後世の追記と認めて之を削つてゐるけれども、現存せる古寫本には、すべてこれが在り、また帝紀そのものも、既に文字に依つて現されてゐるものであつて、干支を以つて年を現すことも無かつたとも言へない。

これはやはり、原形の儘を傳ふるものとして認むべきであらう。また中卷以後、御歴代の天皇の御事蹟に入るに當り、まづその天皇の御名を掲げ、その説明に、前代の天皇の御續柄を記し奉つてゐるが、これも眞福寺本にはあるのであつて、これを削る説も有るが、なほ有るのが本來の形と考へられる。

序文に依れば、これらの帝紀にも誤謬があり、これを正して本書を成した由であるからその記事は、悉く元の帝紀の儘であると言ふ事は出来ない。またかやうな部分に就いて、古事記と日本書紀とで異説を存するもの多くあり、旁々帝紀は、傳來の異なるものを存して居つたと思はれる。古事記に於ける帝紀の部分をとつて考へるに、その間には、かなり不統一の所が見出される。例へば、干支を以つて天皇崩御の年を記してゐるが、歴朝悉くにあるわけではなくして、これを傳ふるものと、傳へないものとがあるのである。即、崇神、成務、仲哀、應神、仁徳、履中、反正、允恭、雄略、繼體、安閑、敏達、用明、崇峻、推古の十五代に限つてこれがあるのである。また天皇の寶算に就いては、前に示したが、こ

れも御歴代悉くに傳つてゐるわけではなくして、清寧、仁賢、武烈、安閑、宣化、欽明、敏達、用明、崇峻、推古の十代は、寶算を傳へないのである、この寶算に關しては、却つて古い時代の天皇にこれを傳へ、新しい時代の方にこれを傳へないのは、注意すべき點である。

元來帝紀は、御歴代天皇の帝位御繼承の順序を、要を摘んで記したものであつて、系圖と同じくその書物の性質は、順次に新しき御代の分を、書き繼いで行くべき性質を有するものである。それであるから前後屢々人を易へて、記されて行つたものと言ふべく、同一書であるにしても、前後の記事に統制を失ふことは屢々あるのである。例へば或る人が帝紀を編纂して、歴朝の寶算を、考證してこれを記し止めて置いたところで、その後これに修補する者が、この點に意を用ゐないとするならば、或るいはこれを缺く事も生ずるのである。古事記の編纂に當つて、これらの帝紀を資料とした以上は、全部に互つて存するものを、或るいは取り、或るいは取らないといふやうな事は無かつたであらう。されば、



古事記に於ける帝紀の部分の不統一は、その理由を、資料とした帝紀の不統一に依るものといふべきである。

古事記の神武天皇以下の御事蹟の體裁は、その御代に移るに及んで、まづ前代の天皇との關係を記して、その天皇の御名を記し奉つてゐる。この御名の記し方が又不統一を呈してゐる。これまた、その資料の不統一に責を歸すべきものであらうと思はれる。即、神武天皇以下垂仁天皇に至るまでの十一代、及び應神、仁德、反正、雄略、清寧、顯宗、仁賢、武烈、繼體、宣化、敏達、推古の各天皇に在つては、何々の命と申し上げ、景行、成務、仲哀、欽明、崇峻の五天皇には、何々の天皇と申し上げ、履中、允恭、安閑、用明の四天皇には、何々の王と申し上げ、安康天皇には穴穗の御子と申し上げてゐる。かやうに、少くとも四種の稱へ方があるのである。今、この御名の稱へ方を表にして掲げれば、次の通りである。

神武天皇 神倭伊波禮毘古命

綏靖天皇 神沼河耳命

安寧天皇 師木津日子玉手見命

懿德天皇 大倭日子鉏友命

孝昭天皇 御眞津日子訶惠志泥命

孝安天皇 大倭帶日子國押人命

孝靈天皇 大倭根子日子賦斗邇命

孝元天皇 大倭根子日子國玖琉命

開化天皇 若倭根子日子大毘々命

崇神天皇 御眞木入日子印惠命

垂仁天皇 伊久米伊理毘古伊佐知命

景行天皇 大帶日子淤斯呂和氣天皇

古事記

成務天皇 若帶日子天皇

仲哀天皇 帶中日子天皇

應神天皇 品陀和氣命

仁德天皇 大雀命

履中天皇 伊邪本和氣王

反正天皇 水齒別命

允恭天皇 男淺津間若子宿禰王

安康天皇 穴穗御子

雄略天皇 大長谷若建命

清寧天皇 白髮大倭根子命

顯宗天皇 袁祁王之石巢別命

仁賢天皇 意富祁命

武烈天皇 小長谷若雀命

繼體天皇 袁本杼命

安閑天皇 廣國押建金日子王

宣化天皇 建小廣國押楯命

欽明天皇 天國押波流岐廣庭天皇

敏達天皇 沼名倉太玉敷命

用明天皇 橘豐日王

崇峻天皇 長谷部若雀天皇

推古天皇 豐御食炊屋比賣命

命はミコトと訓む。御言の義で、命令を發する方といふ意味であつて、神々にも用ゐられ場合に依つては地位のある臣下の稱號にも用ゐられる最廣い意味の尊稱である。日本書

紀では尊と命とに書き分け、至つて貴き方を尊とし、これに次ぐを命とすとしてあるが、古事記にはいまだその區別無くして、すべて命の字である。これは命の用ゐられる範圍が非常に廣いので、日本書紀にあつては、特に尊貴なる意を現す爲に、尊の字を用ゐたものである。天皇はスメラミコトと訓む。天皇の文字は、支那で用ゐられ始めた文字であつて、唐書に、上元二年八月に皇帝を天皇と稱した由が見えるが、支那では廣く行はれずして、專、我が國に於いて、上御一人の御尊號として用ゐられるやうになつたのである。王は古くは皇族の尊稱として用ゐられてゐたものである。御子は文字通り御子である。かやうに文字に就いては、多少の相違もあるけれども、古事記に御名を稱へてゐるのは、勿論さういふ區別があつて申し上げてゐるのではない。いづれも十分の敬意を以つて稱へ奉つてゐるので、要するに用語上の不統一と言ふ外は無いのである。これは古事記が、比較的短日月の間に編纂せられた爲でもあらうが、一面にはまたその資料を尊重し、多く手を加へることなしに記し傳へた爲とも言へるのである。日本書紀の如きは、かやうな御尊號の如きは

すべて統一されてゐるが、其處には日本書紀の統一性が現れてゐる。古事記は全體に互つて國文脈を存してゐる程、むしろその資料に忠實であつたと言へるのである。かやうに觀來れば、古事記の不統一なる點こそは、却つて整理を加へざる結果として、尊ばるべき性質を有するものと言ふべきである。しかしてかやうな不統一は、ひとり帝紀の部分のみに限らずして、他の部分にも内容上からも用語上からも、幾多の不統一が指摘されるのである。例へば須佐の男の命が穀物の神を斬つて、その屍體から稻の種が生じたと言きながら、その前に既に天照らす大御神が、高天の原に於いて御田を作られ、須佐の男の命がこれに對して亂暴を働かれることが記されてゐるのである。この不統一、不統制のなほ多く存してゐる點に、原料のまゝといふ感じが存してゐる。此處に素朴な、磨かれざる珠玉の如き性質が宿るものともいふべきである。

十一 神書及び文學書としての古事記

古事記は神の世界を語る事が多いので、おのづから昔より神書として見られてゐる。我が國にあつては太古より鶉草葺不合うがふきあへずの命の御代迄を神代として、神武天皇以後の歴代の天皇の御代と相對して考へてゐる。それ故に主として神書としての性質を有してゐるのはその神代の部分、即上卷であつて、中下の二卷は全然さういふ性質が無いとは言はれないが多少趣を異にするとは言ふべきである。

神代の部分にあつては、天地の初發の事から萬物の發生を説き、高天の原に於ける神々の生活を描いて、然る後にこの國に天降られた神の世界を記してゐる。これらの神々は日本民族の祖先であり、古人がその世界を信仰的に語り傳へてゐるのである。

この神代の卷に現れるところは、一は宇宙觀・人生觀等の古代思想であり、他は民族の祖先神の生活記録である。神々の中には思想に根據を有する神もあり、又實在の人格を有せられる神もある。古人は屢々これを區別しないで一神に兩様の性質を考へてゐる。

この世界は如何にして出來たか、又人間の始めは如何といふが如き問題は、やがて信仰生活の根本になり、こゝに人間以上の偉大なる力を信じて神の名の下にこれを傳へる。しかもその考へ方は純粹であつて、何等の疑惑を挾まない。此處に古代生活の基礎は安定を見るのである。その神々の世界が高天の原であり豊葦原の中つ國である事は、物語の性質には何等の區別をも生じない。祭典を以つて生活の中心となして居た時代にあつては、神は人生の指導者として絶大な力を有してゐた。その人々の世界が記録せられてゐるのである。

この方面に於いても古事記は日本書紀に比して純粹であるといへる。又日本書紀の合理的なるに對して更に神祕の分子を多く有してゐるといへる。これは神書として特に必要な

る所であつて、近世に於いて發展した神道の諸派は、おほむね古事記をその思想的根據となしてゐる。祭典を始めとして禊祓等の信仰的生活は、神書としての性質を十分備へてゐる。

古事記に現れる多くの神々の中でおのづから中心をなすのは天照らす大神である。造化の參神は天照らす大神の思想的解釋と見る事も出来る。國語にあつては神の語は一の敬語であつて、神の數の多い事は必しも多神教の意義ではない。唯古人の記述には多少雜然たる所があつて、後の神道家によつてこれが整理せられるのである。要するに本來事を記す書であつて、これを整理して説明することは本書の目的とするところではなかつたのである。

神武天皇以後の御歴代の記事には、又同じく歴史的記述の中に古代信仰生活の分子を存してゐる。これを集めこれを觀察して、所謂神道觀は大成せらるべきである。

次に古事記の性質として見るべきは、一個の文學としての性質である。本書の内容は國家の歴史であり、國體の説明でもあるが、その表現様式は尋常の説明文ではなくして一の文學様式をなしてゐるのである。即そこに一個の構成があり、これを藝術的なる言語によつて表現してゐるのである。

古事記に説かれてゐるところは日本民族がその使命として有してゐる國家の建設及びその護持である。これを順序を追ひ印象的に敘述して行くのが古事記である。こゝに語られるところは民族としてはその生命を語るものといふべきである。而して斯様な内容は普通の文章を以つて語るのでは生命力の稀薄の憾みがある。よつて此處にこれに相應する白熱高潮の文字を用ゐて居るのである。

古事記はかくの如くその全體を一個の文學として見るべきである。大洋の中に島々を産み成すよりして、遂に國家構成の大事業を完成し及びその發展充實を説くに至るまで、普通の物語に比してこの以上は無いところの雄大性を有してゐる。しかもこの説話には照應があり、波瀾があり、決して單調ではなく、その間に日本民族の生活描寫は縦横に描かれ

てゐる。時に會話の文を挟み、時に諧謔の言葉を添へて單調を避けてゐる。その中に挟まれてゐる歌謡の美しさは又全體の生彩を更に添へるものがある。

かやうに全體としての文學性を認める外に、又部分々々を一個の文學的作品として取り扱ふ事も出来る。其處には纏つた神話及び説話があり、この意味でいへば一個の説話集であるともいへる。又歌謡に就いて言へば、歌謡集としての性質も備へて居るであらう。此處に現れる神及び人の美しさ強さは、夫々に良く描寫せられて居るといふべきである。例へば神代の卷に於ける須佐の男の命、大國主の命、天皇の御代になつて倭建の命の如き方方の描寫は、特に精彩を極めてゐるといふ事が出来、何れもそれだけでも立派な物語を構成してゐる。

十二 古事記の文章

古事記の文章は漢字のみを以つて書かれ、大體漢文風に轉倒を用ゐて讀ましめ、これに特殊の詞句及び歌謡に限つて字音を以つて讀ましめる用法を用ゐて書かれてゐる事はさきに記せる通りである。これは全く本文を國語の儘に傳へようとした意圖に出た事は明なもので、後人は苦心してこれを訓讀することになつてゐる。然しその訓法は古來異説のあるものもあつて必しも一定してはゐない。

例へば最初の文

天地初發之時、於高天原成神名、天之御中主神

の訓法にしても、寛永版本に

アメツチノ ハジメテヒラクルトキ タカマノハラニ ナリイヅルカミヲ アマノミ
ナカヌシノカミトマヲス

と読み、鼈頭古事記に

アメツチ ハジメテヒラクルトキ タカアマノハラニ ナルカミノミナハ アメノミ
ナカヌシノカミ

と読み、古事記傳に

アメツチノ ハジメノトキ タカマノハラニ ナリマセルカミノミナハ アメノミナ
カヌシノカミ

田中頼庸氏の校訂古事記に

アメツチノ ハジメテヒラクルトキ タカマノハラニ カミナリマシキ ミナハアメ
ノミナカヌシノカミ

と読んで居る。比較的簡單なるべきこの文にしても、なほかゝる異訓を存するのである。

その他の部分に就いてはなほ諸説あるもの多く、今日多くの問題を存してゐる。かやうに訓法に就いては一定しないところがあるが、大體に本居宣長の古事記傳の訓法が標準になつて今日の古事記訓法の中心を爲してゐる。

古事記の文章は、物語風に綴られて特殊の詞句を多く存する部分と、事實を運ぶに専であつてむしろ報告的なものとに分れる。前者は所謂本辭から出たものと思しく、古事記の美しい部分をなし、後者は所謂帝紀を材料とした部分であつて、歴代天皇の御系譜若しくは御治世の概要を示すもの等に用ゐられてゐる。

須佐の男の命が高天の原に上られた時に、天照らす大神の武裝をしてこれを迎へられる段の如きは、莊重なる文章として特に知られてゐる。須佐の男の命の天に上られる有様を叙して

すなはち天にまゐります時に、山川悉にこよ動き國土皆震ゆりき

とあるも簡潔にしてよく天地震動の情勢を現して居り、天照らす大神の武裝して足踏みせ

られる御様子を敘して

また稜威の高鞞を取り佩ばして、弓腹振り立てて、堅庭は向股に踏みなづみ、沫雪なす蹶る散して、稜威の男建踏み建びて、待ち問ひたまひしく『何とかも上り來ませる』と問ひたまひき。

と云ふ所もよく描かれてゐる。名文として知られてゐるところである。

もとよりこれらの本辭は口誦せられて傳へられたものであるから、自然に快調にして朗朗として誦すべき調子に富んでゐる。屢々同一の詞句を繰返して高雅な趣を出してゐるのも古文の特色と言ふべきであらう。前の文の續きに、天照らす大神と須佐の男の命とが天の安の川を中に置いて誓約をして御子をお産みになる文の如き、

天照らす大御神の左の御髻に纏かせる八尺の勾瓊の五百津の御統の珠を乞ひ度して、ぬなとももゆらに、天の眞名井に振り滌ぎて、さ齧みに齧みて、吹き棄つる氣吹の狭霧に成りませる神の御名は、正勝吾勝々速日天の忍穂耳の命。

かやうな調子の句を繰返し／＼して莊重無比の光景を描寫することに成功してゐる。

しかも一方には又極めて簡潔な句で其の空氣を描き出してゐるところもある。天照らす大神が岩戸にお隠りになつた事を記して後、『これに因りて、常夜往く』の一句に依つて暗黒の日が續いて行く事を印象強く現してゐる。須佐の男の命の泣かれる有様を敘して、

青山を枯山なす泣き枯らし、河海は悉に泣き乾しき。

といふも簡潔で而も巧な譬喩を以つてその壯大なる慟哭を描寫し、その神の暴風神である性質を巧に描いてゐる。八俣の大蛇の恐しい様を描いては、『そが目は酸醬なし』『また其の身に蘿また檜楡生ひ』等巧妙なる譬喩であつてしかも風趣ある句といふべきである。

本文中に往々にして残されてゐる古詞は、又特殊の氣分を醸し出すに役立つてゐる。長い文としては櫛八玉の神の火を鑽る詞や、顯宗天皇の室壽の詞等がある。又幾多の歌謠もこの類に屬するであらう。單語・短句にも特に古語を傳へてゐるものを存して全體の氣分を高古ならしめてゐる。これらの古語は字音を以つて書かれて居つて特に誤讀の無い様に

注意が拂はれて居る。例へば邇々藝の命が木の花の佐久夜毘賣をお召しになつた條の大山津見の神の詞の中に

天つ神の御子の御壽は、木の花のあまひのみまし／＼なむとす

と言はれたところに、特にあまひの古語を存してゐる等、如何にも効果的な用法といふべきである。

全體の氣分は内容が日本の國家の歴史であつて進取的氣象に富んでゐるに伴つて、すべて光明に満ちてゐる文といふべきである。全體の調子の整つてゐること等もこれを助けて餘りがある。しかも古人は朗々としてこれらの古詞を唱へ終つた時に、更に諧謔の一句を添へてその空氣をなごやかにして居る。

この書の敘事が時に會話の文を挿入して居る事は、一層その物語を興趣深きものとする。こゝに特にその登場する人々に對する親しみの情を覺えしめる。これはその登場者の性格を描くに特に與つて力があるといふ事が出來よう。例へば

こゝに天津日高日子番能邇々藝の命、笠紗の御前に麗き美人に遇はして、『誰が女ぞ』と問ひたまひき。答へまをししく、『大山津見の神の女、名は神阿多都比賣、またの名は木の花の佐久夜毘賣』とまをしたまひき。又『汝が兄弟ありや』と問ひたまひしかば『我が姉石長比賣あり』と白したまひき。かれ詔りたまひしく、『吾汝に目合せむと思ふは奈何』とのりたまへば、『僕は得白さじ。僕が父大山津見の神ぞ白さむ』とまをし給ひき。

この邇々藝の命と木の花の佐久夜毘賣との問答の如きも、これによつてその情景を髣髴として浮び出させてくる。書中に載するところの歌謠も、主としてこの會話と同様の性質を有するものである。大國主の命と其の妃達との贈答の如き、歌詞が多くしてかへつて地の文が短くその神の行動を敘するに止つてゐるが如きは、所謂脚本風の書き方といふべく、讀者はこゝに是等の神々の動きを目のあたり見、その聲を聞くが如き感を有するのである。要するに古事記の文章は歴史を敘して無味乾燥に陥らず、よくその時その時の空氣を描

き出す事に成功してゐる。これは此の書が一個の構成を有する内容の表現法として、その文學的價値を高くする所以になつてゐる。單に尊い書物といふだけでなくして親しみを抱く事の出来る性質の基礎が此處に存してゐる。

なほこの書は語學の方面からも重要な資料となつてゐる事は勿論である。特にその字音を以つて書かれた部分に於いて、語法其の他に豊富な研究資料を提示してゐる。

十三 古事記の文字使用法

古事記の文章は、多量に國文脈を交へた漢文で書かれてゐるが、歌謡を始め、地名・人名等の固有名詞、また文中でも特に古語を保存する必要のある場合等は、漢字を音符文字として使用してゐる。この場合に、漢字はその本來の意味に關係無しに、ただ或る音を現すだけに止つてゐるのである。

古事記に於ける音符文字としての漢字は、ほとんど大部分は、字音を以つて讀ましめるものだけである。地名・人名等の固有名詞を別として、その以外には、訓を用ゐた音符文字は古事記にも日本書紀にも無い、と云ふことを古事記傳には記してゐるが、實際は極少量は存するのである。古事記に在つては、下の卷の顯宗天皇の室壽の御詞の中に「五十隱」

とあり、また「末押靡魚簀」とある。この五十をイと読み、魚簀をナスと讀むが如きは、明に訓假字の實例である。日本書紀に在つても、同じく室壽の詞の中にその例が見える。かくの如きは古事記にあつても、既にこの詞が、他の成文より來つたものである事を示すものと認められる。

古事記に使用せる音符文字は、一音に對しては、ほゞ一定せる文字を使用してゐる、従つて音符文字の數は比較的に少い。多くは一字で一音を現すものであるが、地名・人名には、なほ一字で二音を現すものもある。例へば、地名の淹知あむちの淹は、アムの二音を現してゐるが如きである。

古事記に於ける寫音の法は、正確であつて、所謂歴史假字遣の法に違はないのは勿論であるが、更に後世は音の區別の無くなつたものをも書き分けてゐる。それは、え、き、け、こ、そ、と、ぬ、ひ、へ、み、め、よ、ろの十三音で、これは上代にあつては、それぐ二種の音に分れてゐたのである。これは上代の文獻に共通のことであるが、古事記にあつ

ては特にこれが正確に書き分けられてゐる。この事は本居宣長の古事記傳に、既にその區別あることが記され、次いで宣長門の石塚龍麿が、假字遣奥山路を著してこれを明にした。近年東京帝國大學の橋本教授が、この方面の研究を大成されて、今日上代研究者の遍く知るところとなつてゐる。これらの研究に依れば、上記の十三音をそれぐ二種類に分ち、その各類の代表文字を次の如く定めてゐる。

え、	衣。	延。
き、	伎。	紀。
け、	祁。	氣。
こ、	古。	許。
そ、	蘇。	會。
と、	斗。	登。

ぬ、	怒。	奴。
ひ、	比。	斐。
へ、	幣。	閉。
み、	美。	微。
め、	賣。	米。
よ、	用。	余。
ろ、	漏。	呂。

この假字遣法に依れば、例へば聞えは、伎許延と書かねばならぬが如きである。後人が上代の文獻を偽作するものがあつても、近年まではこの假字遣の法が遍く知られてゐなかつたので、これに注意せずして文字を作るので、直にその偽りが知られる。また眞の上代の文獻ならば、自然にこの法に外れることは無いから、これを鑑別することが容易である。所謂神代文字として傳へられてゐるものも、いづれもこの假字遣法を無視してゐるので、

偽作なることが明瞭にされるのである。これらの二類の關係は、音に依つて相違があるであらう。例へばえの二類は、衣はア行のエであり、延はヤ行のエである如きである。この十三音の區別は、奈良朝末から漸次崩れて行つて、平安初期にはその區別が無くなつた。然しえの二類の如きは、平安初期迄保存せられてゐたやうである。これらの音は、略體假字の發達以前にその區別を失つたので、片假字や平假字では、これを區別する文字を持たないものである。それで漢字を以つてその代表として、區別を立てゝゐるのである。

下 歴史神話と歌物語

一 國家の成立と傳來

我が國古代以來の歴史を語るといふ意義に於いて古事記は成立した。而も古人が歴史を語る所以のものは、これを以つて現代の基準とするにあり、こゝに邦家の經緯であり王化の鴻基である性質をもつて語られてゐるのである。この意味で古事記を讀むとすれば、こゝには國家を中心として語られてゐるとせねばならぬ。即こゝに語られるところは國家の成立及び傳來の歴史であつて、この形式に於いて日本民族の生活が記録せられてゐるのである。

かくして古事記の内容を國家の成立及び傳來とに分けて考へる事が出来る。而して何を以つて國家の成立と認むべきかとならば、我が國にあつては其の主權の確立、即天照らす

大神の詔命によつて天孫の降臨せらるゝ事を以つてその成立と見なければならぬ。古事記上卷の神代の部分は、實にこれを中心として語られてゐるのである。そして其の他の説話は或るいはこれに對する準備説話であり、或るいは後續説話である性質を有してゐる。この國家の成立を、更に形體に現して完成せられたのが神武天皇の御事蹟である。此處に國家は完全なる形體を保有するに至つたのである。そしてこの後の歴史は、かくして成立した國家の傳來の歴史であり而もそれは内容の充實、形體の整備を含む意味に於ける傳來である。而して國家の傳來は無限無窮に續くものであるから、何時の世に於いてその終りを見ると云ふ事は無く、即歴史は無限に繼續するものであつて、従つてこの傳來の歴史には漸を追うて發達擴充してゆく意義があるばかりで、中心があり起伏があるといふ次第ではない。

古事記は斯様な意味から二部に分つて觀察する。まづ第一に國家の成立に關する部分、これは即上卷の部分であつて所謂神代の物語である。この神代の部分は原文にはもとより

段落を附してゐないが、今便宜上之を五段に分つて觀察すると次の如くである。

第一段は天地初發より伊邪那岐・伊邪那美の兩神の活躍を中心とする部分である。此處に語られるところは宇宙の成立から山川草木等萬物の發生、及び人間の祖先たる神々の出現を説く。殊に我が國家の物質的條件として重要な意味を有する國土の成立、及び皇室の御祖先たる天照らす大神の出現は、この段の有する重要な意義である。されば中心説話たる天孫降臨の段に對しては純粹なる準備説話といふべきである。

第二段は前段の末に出現せられた天照らす大神と須佐の男の命との活躍を語る。この段は内容上その中心を爲すところの天の岩戸の祭典の段が、天孫降臨の段に對して直に接續する性質を有する。又この段は日本の皇位の象徴たる三種の神器の出現を説くものであつて、この二つの意義に依つて同じく準備説話たる性質を有してゐる事が知られる。

第三段は須佐の男の命の子孫たる大國主の命の御事蹟である。この段に於けるが如き記事は日本書紀にあつては多く省略せられてゐる記事である。これは國家成立以前に於ける

葦原の中つ國の狀勢を語るものであつて、この意味からいへば又準備説話の一といへるが然しそれにしては餘り詳密に語られてゐる觀がある。これはむしろ廣日本民族の立場よりして其の中の一部を爲す出雲系の神話といふべきである。言を換ふれば日本民族が出雲系統の人々を包容した物語であつて、國家成立の物語からいへば多少傍系の物語になる。むしろ民族の歴史を語るといふ意義の方が強いものである。

第四段は天孫降臨の段である。こゝに天照らす大神の詔により、この國の主權者として天孫の御降臨になる事を述べてゐる。この段こそは全く日本建國の本質を説明するものであつて、國家成立の中心説話と云ふべきである。

第五段は天孫降臨後に於ける物語であつて、邇々藝の命・日子穗々手見の命・鵜葺草葺不合の命御三代の御事蹟がこゝに語られる。その中最も大部分を有してゐるのは日子穗々手見の命の御事蹟で、所謂海幸山幸の物語である。この物語は日本民族が隼人族を合せた歴史を物語るもので、先に出雲族を合せて大國主の命の神話が收められたと同じ性質を有

するものである。

神代の物語は大體かくの如く五段に分つて觀察するを便宜とする。是等の物語には起伏あり照應があつて一の大構成を有してゐるものである。

この神代の物語に次いで、中巻・下巻は、天皇御一代毎に一段をなしてゐるものと見られる。その中にも神武天皇の御事蹟は國家の體裁を完成せられ、神代の部分に於ける國家成立の精神を實證せられた點に於いて特に意義が多いのである。其の後の御歴代の御事蹟は何れも國家の充實・整備を物語る部分であるが、古事記としては、崇神天皇・垂仁天皇・景行天皇・仲哀天皇・應神天皇・仁徳天皇・履中天皇・雄略天皇・清寧天皇・顯宗天皇等の御事蹟に詳しい記事が傳へられてゐる。これらの御歴代の御事蹟の中では神武天皇の御東征については、倭建の命の御征討、神功皇后の御征討の事等は特に國家の勢力の擴充といふ點に意義が深い記事である。

吾人は是等の歴史物語に於いて我が國家の本質を知り、國體の由來する所を明にする事が出来る。そして民族意識を鞏固にし、おのづからにして愛國の情を深くするに至るのである。古事記はこの意味で讀まれ、我が民族の國家に對する意識を明にして行かねばならないのである。以上更に順を追うて古事記の語るところに依り國家の成立と傳來との意義を明にして行きたいと思ふ。

二 國土の生成

神代の部分の第一段は天地開闢に始まり、伊邪那岐・伊邪那美の命の御事蹟に終る。

天地の初の時に、高天の原に出現せられた神は天の御中主の神・高御産靈の神・神産靈の神の御三方で、これは皆お獨で御現れになりお姿をお隠しになつた。次に國が出来て水に浮いた脂の様であり、海月の様にふはく漂うてゐた時、泥の中から葦が芽を出して來る様な勢で御出現になつた神は可美葦牙彦舅の神、次に天の常立の神であつた。この神々も皆お獨で御出現になつた神である。それから次々に現れ出た神は國の常立の神、豊雲野の神、宇比地邇の神、妹須比智邇の神、角杵の神、妹活杵の神、意富斗能地の神、妹大斗乃弁の神、面足の神、妹阿夜訶志古泥の神、それから伊邪那岐の命と伊邪那美の命とであ

る。この中宇比地邇の神から以下は御二方で一代である。

これが我が國の創世紀として傳へられるところである。この物語は日本書紀の天地開闢の傳へに比すれば遙に單純であるが、しかも多くの神名を列擧しこれらの神名が大抵思想上の神である事は、全體の空氣をことごとくしく感ぜしめる所である。宇宙の初めに出現せられる神は、古事記では天の御中主の神・高御産靈の神・神産靈の神であつて、これを造化の參神と云ひ神道家の特に尊崇するところであるが、日本書紀の傳へでは別神が最初に現れてゐる。天の御中主の神は中央に位する尊い御方の義であり、高御産靈の神・神産靈の神は何れも萬物を生産する力を神名にとりなしたもので、高はその高大なる方面を現し、神はその神祕なる方面を現してゐる。可美葦牙彦舅の神以下妹阿夜訶志古泥の神に至る迄は、この國土が漸次發達して行く順序を示してゐる。斯様に何れも思想上に出現した神であり、此處に古人の信仰的生活の一端を窺ふ事が出来るのである。而もこれらの物語の中海月の様に漂ふと云ひ、泥の中から葦牙の萌え出る力と云ふが如

きは、譬喩ではあるが、かくの如き句が現れてゐる事は却つて注意すべきところである。日本書紀の天地開闢説は、支那の淮南子・三五曆記の如き書物の開闢説を採用したものであるが、しかも却つてその間にまじつて居る『浮べる魚の水上に遊べるが如し』といふ譬喩は、漢籍に出典の無い句である。かやうな譬喩こそは、古代日本民族の生活が海又は河口等の水邊に始つた事を語るものであつて、民族の歴史として最意義のある部分である。大和の如き山間に於いて纏められた古事記・日本書紀にあつて、其の中にこれらの海洋・水邊に親しき生活を物語れるものゝあるのを見るのは、特に意義が深い。又それのみならず、伊邪那岐の命が天の沼矛を以つて海水をかき廻したと云ふが如き、又同じ神が橋のをど小門で海水に禊をなされるといふが如き、何れも海洋に始る日本民族の生活を物語るものである。

かくして出現せられた伊邪那岐・伊邪那美の命は天の神様の仰せにより、『この漂うてゐる國を作り固めよ』とて玉の飾のついた矛を授けられ、こゝに二神は天の浮橋にお立ちになり、其の矛をさし下して下の世界をかき廻され、海水をかき廻して引き上げられた時に矛の先から滴る海水が積つて淤能碁呂島となつた。そこでこの島に降られ天の御柱を建て御殿を建てられ、こゝに婚姻をなされて御子を御産みになつた。然し最初の婚姻は、女神から先に物を言はれたので結果が良くなくして水蛭子ひるこをお生みになり、これは葦舟に載せて流してしまつた。次に淡島をお生みになつたがこれも御子の數には入らない。そこで天の神の處に行き教を乞ひ、改めて婚姻をしてこゝに大八島を生まれた。第一が淡路、第二が四國、第三が隱岐、第四が九州、第五が壹岐、第六が對馬、第七が佐渡、第八が本州である。猶この他にも島を生まれた。次に生まれたのは萬物の神で、建築の神、海の神、風の神、木の神、山の神、野の神等を生まれ、次に鳥の石楠船の神を生み、次に大宜都姫の神を生み、最後に火の神を生まれたがその爲焼かれて女神はおかくれになつた。

この大八島を生まれる段は日本の國土の生成を物語るのであるが、歴史的事實としては海洋の中に順次この群島を發見して行つた事を語るのであらう。こゝに伊邪那岐・伊邪那

美の神が天つ神の勅により、天の沼矛を授けられて、國土を修理固成する爲に降られるといふ物語の形式は注意すべきものがある。これは後に云ふ古代祭典の本義と一致するものであつて、重要な意義を有するものである。水蛭子を生んだがこれを葦舟に載せて流し棄てたといふが如きは、やはり水邊生活の一端を語るものであつて、古代日本人が水蛭の如き動物に惱まされ、之を葦舟に載せて流し棄てる行事の由來を語つてゐるものである。

火の神を生まれた爲に伊邪那美の神がお隠れになつたので、伊邪那岐の神は火の神を斬る。その斬つた血が岩に走り附いて建御雷の神等の刀劍の神が出現する。それから伊邪那美の神の後を追うて黄泉の國に赴かれたが、伊邪那美の神は既に黄泉の國の食物をお上りになつたので還る事が出來ずに、たゞ折角來られたのであるから、黄泉の神と談判をしようから、その間私を見るなど言はれたのを恠しんで火を燭して見たところ、蛆が湧きとろくくして居り、體中には一ぱい光る神が附いてゐたので、伊邪那岐の命は驚いて逃げてお還りになるのを女神は黄泉醜女といふ魔物を遣して追はせた。そこで伊邪那岐の神はいろ

くくくのものをつけてはこれを防ぎ、遂に最後に伊邪那美の神の追つて來られたのを石を据ゑてこれを防がれた。かくしてこの國に還られてから『黄泉の國に行つて汚れを受けた』と仰せられ、筑紫の日向の橋の小門の阿波岐原に御出でになり禊をせられた。其の時にも禍の神やその禍を直す神が出現せられ、又海神の多くが出現せられ、最後に左の目をお洗ひになつた時天照らす大神、右の目をお洗ひになつた時月讀の命、鼻をお洗ひになつた時須佐の男の命が出現した。伊邪那岐の命はこの最後の三貴子の御出現を御喜びになり、天照らす大神には高天の原、月讀の命には夜の世界、須佐の男の命には海上を夫々お授けになつた。然るに須佐の男の命だけは海上に赴かず母君の居られる黄泉の國へ行きたいといつて泣きわめいたので、父神が怒つてそれでは黄泉の國へ行けといつて追ひ拂はれた。

火は人間の有する特典の一として貴重なるものであるが、而も一旦これを誤ると山野を焼き村落を焼き盡す恐ろしい存在物である。そこで神話としては、火の神は恐ろしいが父神が更に強くして之を斬られた事を語つて意を安んじて居るのであり、後に暴風神としての

性質を有する須佐の男の命を父神が黄泉の國へ追はれたのも、これと同じ意義の物語である。火の神を斬つた血が岩に觸れて刀劍の精靈が出現するのは、當時火力により刀劍を鍛へる様になつた事を語る。

次に伊邪那美の命の黄泉の國に行かれた後を追うて、伊邪那岐の命の赴かれた一節は所謂黄泉訪問の神話であつて、異郷説話の一に屬するのである。日本書紀の本文にあつてはこの説話を有せずして、伊邪那岐の命・伊邪那美の命御二方お揃ひで、天照らす大神以下の貴子をお生みになる。この黄泉訪問の神話は、出雲系の神話たる性質の多いものであつて、とにかくこれが此處に入つてゐる傳來もあり入らない傳來もあつたのである。そしてみればこれがやがて遊離説話の挿入せられたものとも見る事が出来るのである。なほこの説話に就いては後に他の異郷説話と併せて説く事としよう。

次に伊邪那岐の命の禊の一節は又思想的方面の意義の多い部分である。古代日本にあつては、災難・罪過の如きを汚れとしてこれを祓つて清浄なる心身に立ち歸るといふ信仰を有してゐた。これは元來日本民族が清潔を好み不潔を嫌ふ事甚しく、身體に附著した塵垢の如きも、これを水に洗ひ、又ははたき落すことに依つて清潔を得る事を喜ぶ性情から出發する。汚れを洗つたりはたいたりするとこゝに精神の愉快を感じる。よつて災難・罪過等を同じく汚れの如き不愉快なる存在物とし、これを禊・祓によりはらひ棄てる事を得た信したのである。これ亦海邊に居住した古代日本民族の間に發生し、廣く傳へられて來た信仰的風習と認むべきである。伊邪那岐の命はこの禊をなされた事によつて多くの神をお産みになる。その中に黄泉の國の汚れによつて出來た神を禍津日の神と言ひ、次に之を洗ふ事によつて出來た神を直毘の神といふ。此の世に災禍のあるは如何ともなし難き事實であるが、災禍のあるところを禊に依り祓ひ棄て、こゝに之を清きに還す直毘の神の出現を見るのである。禍をマガといふは曲の義で汚穢すなはち曲、清浄すなはち直と爲すのである。火の神に對しては、これに打ち勝つ力のある水の神の出現をいひ、災禍の神に對しては、これに打ち勝つ力のある直毘の神の出現を説くところに、古代日本人の實際的な信仰生活

が窺はれる。かくして禊の結果は一切を清淨無垢の世界に還すのである。この清淨の極點にあつて天照らす大神以下の三貴子は出現したのである。黄泉の國の特質が、闇い穢い曲つた世界であり、それを拂ひ清めた極點が、明るい淨い直い所であつて、此處に日本民族の理想があり、この理想を體現せられて天照らす大神が御出現になるのである。

要するにこの段は、伊邪那岐の命の活動を中心として物語られるが、國家成立の説話の準備としては、國土の成立と天照らす大神の御出現とが最意義があり、これに幾多の古代生活の尊い記録が爲されてゐる次第である。

三 天の岩戸と八岐の大蛇

伊邪那岐の命は國土生成の大功を完成せられてから、最後に天照らす大神を始め奉り、三柱の貴子をお生み遊ばされた。これから物語は進んで、伊邪那岐の命の御子なる天照らす大神と須佐の男の命との御活動に移る。

始め伊邪那岐の命は天照らす大神に高天の原、月讀の命に夜の世界、須佐の男の命に海原を統治せよと夫々にお分ちになるが、須佐の男の命は海原に赴かれないで夜晝泣き騒いで居られた。よつて伊邪那岐の命が『どうして泣くのか』とお尋ねになると、『母の國なる黄泉の國に行きたいと思つて泣く』と言はれたので、『それならば黄泉の國へ行け』と仰せられて追ひ拂はれた。

この三貴子に就いては、天照らす大神は高天の原にまじくた歴史上の高貴な御方で、皇室の御祖先にまします。而してその御徳は、あたかも太陽が天空に輝くが如き壮大至高なる譬喩を以つて現されてゐる。それ故に歴史上實在の御方としての人文神にましますと同時に、偉大なる自然現象を崇拜する情より出發する思想神としての御本質を、兼ねてお保ちになつてゐる。これに對して月讀の命は、月輪を神格化したところの自然神と見るべきである。須佐の男の命は又出雲系の祖先神として勇猛なる英雄であると共に、暴風を神格化した神として考へられる。伊邪那岐の命が夫々の御神格に適合する様に、御統治すべき國をお分ちになつたのである。中に須佐の男の命は暴風神として人々の恐怖するところであるから、父の大神の詔命として一度は之を海原に赴かしめ、又更に之を黄泉の國に追ひ拂はれるといふ神話を傳へたのである。

此處に須佐の男の命は黄泉の國に赴かうとして、お暇乞ひの爲に高天の原なる天照らす大神の處に赴かれる。然るに其の有様は天地をも震動せしむるばかりの有様であつたので、天照らす大神はその志を疑はれて、武装して之を迎へ討たれようとする。こゝに誓約によつて須佐の男の命は其の潔白を證せられようとして、二神は天の眞名井を中にして御子をお生み遊ばされる。その結果須佐の男の命の潔白が證明せられたので、反つて思ひ上つて種々の亂暴をなされ、天照らす大神はつとめてこれを善意に解せられたが、遂にその亂暴に堪へずして天の岩戸にお隠れになつてしまふ。そこで天地が暗くなり萬の災害が悉く起つた。

この一節は歴史的に見れば、須佐の男の命といふ英雄神がその部隊を率ゐて高天の原に進み入つた記憶を語る。この兩勢力の衝突を誓約によつて解決せられ、こゝに須佐の男の命の勝に歸した事を語るものであらう。又自然神話として見れば、暴風が襲來し天日爲に暗きが如き有様を語つたものと見られる。須佐の男の命は暴風神であり、これは我が日本國は毎年秋の頃になると非常なる暴風によつて煩はされる事を描いたもので、而もその中の前古に比なき大暴風の襲來した事實を物語るものである。こゝに須佐の男の命の暴行として

擧げられてゐるところは、畔放・溝埋・屎戸及び逆剝であつて、何れも耕作に於ける被害である。我が國に於ける耕作は水田經營を生命としてゐるので、過不足なき灌水は最必要とするところである。然るに田の畔を破壊すれば田は乾いてしまふし、又溝を埋めれば或るいは氾濫してしまふ。屎戸といふのは不潔なるものを一帯に播き散らす事であるが、これも暴風が爲した災害の一であり、逆剝はやはり暴風が馬を吹き飛ばして屋根を破壊し、馬の皮が剝け落ちて來た事をいふ。古事記では此處のこの須佐の男の命の暴行が、何れも暴風の災害として認められるものに止つて居るのは、よく原形を存して居るが、この暴行は日本書紀では更に不純なものとなり、智的な罪過をも交へる様になつてゐる。

須佐の男の命の暴行によつて、天照らす大神が岩屋にお隠れになるに及んで、天地爲に晦冥となり萬妖悉く發したので、こゝに諸神悉く天の安の河原に集つて善後策を相談する。まづ鏡・玉等を作つて神の木を根掘ねこじにして來て之を岩屋戸の前に立て、天の兒屋こやねの命が祝詞を稱へる。次いで天の宇受賣の命は立つて歌舞を演ずる。其の姿の面白さに諸神が

悉く笑つたので、天照らす大神がこれを不思議に思はれて岩戸から覗かれるところを、手力男の命がお引き出し申し上げる。こゝに於いて天地は再び光明に満ちた世界となつた。

これは所謂天の岩戸の前に於ける祭典の物語である。古代の祭典にあつては玉・鏡等を附けた神を立てこれを中心にして祭典が行はれる。斯様な神を立てるのは、神又は天皇の如き尊き御方をお迎へ申し上げる儀禮である。こゝでは天照らす大神をお迎へ申し上げる爲にこれを立てたと考へられる。一般祭典の場合には天つ神がこの神にお降りになり、神主がその神意を伺つて之を一般人民に傳へるのが所謂祝詞である。祝詞は今日では神職が神に申し上げる詞とのみ解せられてゐるが、その本義は神意を人々に傳へる詞であり、又これに對して人々の心を神に奏上する詞でもあつたのである。古代にあつては人間生活に於ける一切の指導を、祭典に現れる神意に就いて受けて居た。祭典は古代民族にあつてはその生活の中心を爲すところでもあり、全力を擧げてこれがなされる。殊に耕作の始めと終りには嚴肅なる祭典が施行せられる。民族がその全體をあげて舉行する祭典は、同時に

國家としての祭典でもある道理で、祭典にあらはれる神意は民族生活の指導でもあり、ここに典法・教訓・指導の力を保有する。今この天の岩戸の祭典にあつては、當面の目的たる天照らす大神の岩戸からの御出現を見たのは勿論であるが、これによつて更に、須佐の男の命を以つて現される暴力を驅逐し、國家民族を安泰ならしめるに至つたのである。故に祭典の本義よりいへば、當然天照らす大神の神勅が下らねばならぬところである。始めの天の兒屋の命の祝詞は、恐らくは天照らす大神の出現を乞ふ意味に於いて奏上せられたのであらう。この後に天照らす大神の詔命の下るべき順であつて、しかもその詔命こそは、段を隔て、天孫降臨の條に於ける天照らす大神の詔命であると考へられる。純粹に國家構成の神話を求めるとならば、天の岩戸の祭典の物語から、直に天孫降臨の物語に接続しなければならぬのである。唯この間に一二の準備説話として必要なものがあるので、古事記は暫く話頭を轉じて之を物語るのである。

國家成立の神話としては、天の岩戸の物語の意義は前述の通り天孫降臨の物語の直接前行の説話である。而もなほ此處には日本の皇位の象徴たる三種の神器の中、鏡と玉との出現を説く意味に於いても重要性を有してゐる。そして次の須佐の男の命の八俣の大蛇退治の物語に於いて、三種の神器の他の一なる寶劍の出現を語るのである。

須佐の男の命は高天の原から追はれて、出雲の國の肥の河上の鳥髪といふ所に降られた。そこで手名椎・足名椎といふ老夫婦の爲に櫛名田比賣を助けて八俣の大蛇を退治せられ、遂にその姫を得て婚姻せられる。この八俣の大蛇の尾を斬つた時に現れたのが天の叢雲の劍で、須佐の男の命は之を天照らす大神に献上せられた。これが三種の神器の一なる寶劍である。

八俣の大蛇退治の物語は、歴史的には勿論、或る強暴なる者を英雄が討伐されて人民の禍を除かれる物語であらう。その種族の持つて居た精銳なる武器を得られたのが叢雲の神劍であらう。元來石器時代から金屬器時代に入るに及んでは、こゝに武器にしても一大變化を生じ、金屬に依つて作られた刀劍の精銳なる事は全く古人の驚歎するところであつたで

あらう。而も之は容易に得られぬところより一層これを寶重する思想を生じたのである。而して凶徒を大蛇に比するのは、もとより大蛇が人間にとつて好ましからざる存在であるに依るものであるが、其處には猶多少の意義も存する。元來我が國は漸次水田耕作が全国的に發達した程であり、雨量の多い國として一體に河川沼澤に富む地勢であつた。將來水田と爲すべき地勢にあつて、而も草木の密生繁茂して居つた古代にあつては、蛇類の絶好なる棲息地であつたのである。古代日本民族は之を開拓して豊葦原の瑞穂の國となすに及び其の間常に蛇類との交渉を續けて居たのである。常陸國風土記等を見ると、殊にこの間の消息がよく知れる。常陸は中央よりは遙遠の地にあり、古代日本人はこれを開拓して所謂植民的生活を爲してゐたのである。こゝに於いて蛇類との交渉はこの風土記の中に常に現れて來る。或るいは頭に角ある蛇なる夜刀の神を追つて居住の地を廣め、或るいは蛇と通じて子蛇を生むが如き説話を生じてゐる。かやうに人々の生活に好ましからざる存在物なる蛇類を以つて彼の凶賊の譬喩となしたのであつて、一面から言へばこの物語は古代日本

の開拓の記録ともいへるのである。この意味よりしていへば天の叢雲の寶劍は、古代日本人がこの國を開拓して行つた記念物であつて、日本民族の進取的方面を代表するものといふ事も出来るのである、この大蛇退治の物語は、全く寶劍出現の事を記さんが爲にこゝに語られて居ると見るべきものである。猶天の叢雲の劍は、後年倭建の命が御東征の際草を薙いで凶賊を討たれてより、草薙の劍と稱せらるゝに至つた。

四 大國主の命

古事記の物語はこゝに須佐の男の命の六世の孫なる大國主の命の御事蹟に進む。大國主の命は、出雲地方を中心とし廣く諸方に勢力を擴げられた英雄神で、大穴牟遲の命、葦原色許男の命、八千矛の命、宇都志國玉の命等の多くの別名を有せられる。それで昔から多數の英雄の事蹟が大國主の命の名の下に綜合せられたのだといふ説も立つてゐる。此處には古事記の説くが儘に唯一個の神の御事蹟として見て行かう。

日本書紀には大國主の命の事は多く省いて、唯天孫降臨の際に於ける神話を中心としてのみ記されてゐる。これは日本書紀に國家を中心とする意識が強くて、大國主の御事蹟を省いたものと思はれる。如何にも國家の成立を中心とする物語にあつては、古事記に於

ける大國主の命の説話は多少大きくなり過ぎてゐるが如き觀もある。しかし古代にあつて出雲系の人々が一時相當に勢力を占めて居つた事は事實であらうし、日本民族の本系を爲す人々は、これと接觸して遂にこれを包容し日本民族の大をなすに至つたのであるから、その意味で言へば、やはり國家の成立に到達する迄の日本民族の成長の歴史とも言ふべきである。日本民族が出雲系の人々を合せて、その所有せる文化を收容したと共に、その所有せる神話も亦我が歴史體系の中に入つて來たものといふべきである。

古事記に現れた大國主の命の物語は、まづ八十神と稻羽の八上比賣を爭ふ事に始る。ここに鰐に害せられた鬼の話があり、次いで八十神に苦しめられて遂に黄泉の國に行つて須佐の男の命に逢ひ、此處でも種々苦しめられるが遂にその姫なる須勢理毘賣を得て歸つて八十神を討つて國土を作り成した。

鰐と鬼の話に於ける大國主の命は、醫療の神としての信仰を語つてゐる。又八十神に苦しめられた時に、母の神が赤貝と蛤とを以つて傷を直した話も同じである。これらは古代

に於ける醫藥の術を古代英雄の神話によつて掲げて居るものと考へられ、大國主の命を中心とする生活が、相當に高い文化を有して居たものといふべきである。大國主の命の黄泉訪問の神話は、前に述べた伊邪那岐の命の黄泉訪問の神話と共に同系の説話として考へられる。この神話は古代の墳墓に對する恐怖の念を中心とし、しかもこゝに生ずる好奇心を以つて語られるものゝ如くである。これらの黄泉訪問の神話は異郷訪問の神話の一種として、陰鬱なる空氣を有して居り、主として出雲方面に發達したものと認められる。

大國主の命の物語は、次にそのお妃の沼河比賣及び須勢理毘賣との相聞の歌物語に進む。これらの歌謡を含む物語は古事記上卷の中でも特に美しい物語の一である。この部分は恐らくは古代の演劇として演奏せられたものが、歴史的體系の中に織り込まれて來たものと考へられる。歌が長大であつて地の文が比較的短く、しかもその地の文が歌ふ人の動作を描いて居る事、又歌の中に演出者がみづから名乗りをあげるが如きものがある事等によつて、斯様な推定が下される。

最後に大國主の命の系圖、及び少名毘古那の命が大國主の命を助けて國土を作り成したこと、及び大國主の命の御靈が大和の大神神社に鎮座する因縁を説いて一旦その筆を收める。

少名毘古那の命は非常に小い神で海を渡つて飄然として來り又海を渡つて去る。しかも非常に智慧が有りよく大國主の命を補佐してその事業を助け成した。これは要するに一個の浮浪神で、大國主の智的方面を代表したものと考へられる。

大國主の命の代表する出雲系の人々の文化は、日本民族の發展の上になんかなり有力なる寄與をなしたであらう。しかも大國主の命を首領とする出雲系の勢力は屢々南方に進出して、或る時は兩勢力の衝突もあつたやうである。古代日本人の間に於ける大國主の命に對する英雄としての信仰は、かなり根強いものとなつて傳へられてゐるのである。

五天孫降臨

天地の初發より國土の成立・山川草木等の出現より、こゝに天照らす大神の御事蹟に及び、まづ三種の神器の由來を明にし、次に大國主の命の御事蹟に及んで國家の成立に關する準備は既に成つた。こゝに物語は進行して日本帝國の主權の確立に及ぶのである。

此處に天照らす大神の神詔を以つて、『豐葦原の千秋の長五百秋の水穗の國は、我が御子正勝吾勝々速日天の忍穗耳の命の御統治せらるべき國である』とお仰せになつて、お降し遊された。よつて忍穗耳の命が天の浮橋に立つて御覽になると、其の葦原の水穗の國は非常に騒いで居るので又高天の原にお還りになつた。こゝに天照らす大神の御命令で天の安の河の河原に八百萬の神をお集めになつて、何れの神を遣してこれを平定せしむべきかといふ事をお計りになつた。

そこで諸神の申すに従つて天の菩比の神を降したけれども、この神は大國主の命に媚び付き、三年になる迄御返事申し上げなかつた。よつて次に天若日子に弓矢を授けてお遣しになつたが、天若日子は大國主の命の女下照比賣を妻として、これも八年になる迄御返事申し上げなかつた。よつて雉を遣してこれを問はしめた時に、天若日子は其の雉を射殺した。その矢が高天の原に到達したので高御産巢日の神が其の矢を投げ返すと、天若日子が寝てゐる胸に當つて殺された。そこで次に建御雷の命に天の鳥船の命を副へてお遣しになつた。この二神が出雲の國の伊那佐の小濱に降つて、長い劍を抜いて浪の上に逆に立て大國主の命に國を譲るようにといふ談判をせられた。そこで大國主の命は、其の子言代主の命の言に従つて國を天孫にお譲り申し上げた。又大國主の命の御子建御名方の命が來て建御雷の命と武勇を競はれたが、遂に及び難きを知つて降伏されたので、こゝに全く天下平定の功を終へて其の旨を高天の原に奏上した。

斯様にして建御雷の命の功に依つて天下が平靜になつたので、更に忍穗耳の命に仰せになつてお降しにならうとした時に、忍穗耳の命の仰せられる儘に、お降りにならうとして居られる間にお生れになつた、天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇々藝の命をお降しになつた。よつて天の兒屋の命、布刀玉の命、天の宇受賣の命、伊斯許理度賣の命、玉の祖の命の五神を御供にし、又八尺の勾璫、鏡、草薙の劍、常世の思金の神、手力男の神、天の石門別の神を副へて仰せになるには『この鏡は專我が御靈として吾が前を祭るやうにお祭り申せ。それから思金の神は、御前の事を掌つて天下の政治をせよ』と仰せになつた。この時に天の忍日^{おしひ}の命、天津久米の命が武装して天孫の先に立つて、こゝに天の御座を離れ群立つ雲を押し分けて、勢よく筑紫の日向の高千穂の靈^{たま}しふる峯^{たけ}にお降り遊された。

以上が天孫降臨の御事蹟の概要である。この事蹟の要點は、天照らす大神の詔に始り、其の御子神たる邇々藝の命がこの國の帝皇としてお降りになつた事を語つてゐる。こゝに於いて日本の國土の上に主權の確立を見たのであつて、國家建設の基礎は此處に基づかねばならぬのである。

この御事蹟は歴史的事實として之を觀れば、高天の原といふ日本民族の祖國から、その國の主權者たる天照らす大神の詔によつて、其の御子たる邇々藝の命の御渡來になつて新しき國土を建設せられた意義を有する。これは嚴然たる歴史的事實であつて、疑を挾むべき餘地は無いのである。次にこの事はかやうな歴史的事實であるけれども、その精神は古代日本民族の信仰と一致してゐるのである。古代人は民族としての團體行動に於いて祭典を行ひ、これによつて一切の生活の中心を求めて居る。神を祭る庭は、同時に民族としての司法及び行政の庭であつて、神命は一切の生活を規定する。而してその神命は天つ神の神意であつて、其の御子神なる民族の首長に一切の權力を附與するものである。即ち、祭典にあつては、天つ神が降下せられてこの國の統治權を御子神なる民族の首領に授けられるのである。その言葉は即祝詞の形をとつて現れて来る。今この天孫降臨の物語を觀るに天孫に従つて降る天の兒屋の命を始め所謂五伴の緒の神は、皆天の岩戸の祭典に従事した神

々である。又鏡と玉及び思金の神等の數神も、同じく岩戸の段の祭典に現れたところである。唯劍と武装してお伴をした神々とだけは岩戸の物語に關係は無いが、これは別の意義によつて此處に存するものと見るべきである。かくして岩戸の前に於ける祭典の内容としてこの天孫降臨の事は語られてゐるのである。故に神話の原形にあつては、岩戸の段より直に天孫降臨の段に接續してゐたであらう。唯日本民族の擴張を語る理由によつて、其の間に他の説話が入つたものと見るべきである。故に天つ神の詔命によつてその御子神に統治權が附與せられるといふ形に於いて、この天孫降臨の御事蹟は一の信仰的背景を有するものと見るべきである。

かくの如くこの天孫降臨の物語は、歴史的事實であると共に、古人の信仰として仰いで信じて居つたところである。而もこの事實は、單に嘗てありし事實であるばかりでなく、その信仰的事實は民族のあらむ限り繰り返し行はるゝ事實でもあるのである。歴史的に言へば、高天の原から天照らす大神の詔に依つてお降りになつたのは、邇々藝の命であるけれども、信仰的に言へば、御歴代の天皇悉くが天孫降臨の意義に於いて帝位に即かれるのである。忍穗耳の命の初めお降りにならうとして而も降られず、更にその御子神なる邇々藝の命のお降りになつた事は、幼少の君の御降下を意味する。日本書紀にあつては、天孫に眞床覆衾をお著せ申し上げてお降り申すと傳へて居る。即、御降誕の形式に依つて天孫はお降りになるのである。古事記にも天孫降臨の最初の詔命は天照らす大神の詔になつて居るが、説話が進むと命令を發せられるのは、高御産巢日の神と天照らす大神の御二方になつてゐる。日本書紀では本文では高御産巢日の神が御一方で御命令を發せられてゐるが、

この場合の高御産巢日の神は、天照らす大神の御徳の一面を現すものと考へられてゐるが、特にこれを現す所以は、其の生産の御靈を現してゐるのである。故に忍穗耳の命は、高御産巢日の命の御女萬幡豊秋津師比賣の命を娶つて邇々藝の命をお産み遊されたといふ事である。この説話にあつては産むといふ事が重要な意義を有するのである。この思想は後には忘れられた様になつてゐるが、それでも猶神話や歌謡等の古き傳來には現れてゐる。

特に神武天皇の御事蹟を見れば、神武天皇は直に天つ神の御子として御東征の事に従はれた事が記されてゐる。即神武天皇の御事を常に天つ神の御子と申し上げ、その御事蹟としては荒ぶる神を鎮め伏はぬ人共を撥ふといふ幽顯兩界に對しての御事蹟が語り傳へられてゐるのである。又倭建の命の御事蹟にもこの兩面がある。すべて天皇御統治の意義は、幽顯兩界に互るのであつて、西洋の國家觀念を以つては律せられぬのである。萬葉集では天皇及び皇子をおしなべて日の御子と申し上げ、又天武天皇の御事を、この國を統治する爲に天つ神の詔によつて御降りになつた君と申し上げてゐる。かくの如く御歴代の天皇は悉く天つ神の御子としてこの世に御降誕になり、御即位によつて完全に天照らす大神より御附託の御統治の大權を完成せられるのである。この事は、古代から引き續いて行はれた國家を擧げての祭典に於いて繰り返されるところであつて、歴史的事實であると共に、我が國體の本質として何時の世にも當て嵌められる精神になるのである。

さきに伊弉那岐の命が、國土を修理固成する爲にお降りになつた時も、古事記は天つ神の詔によつて御子神としてお降りになると傳へてゐた。又天孫降臨の前に當つて建御雷の命等の降られるのも同じ形である。これらはすべて祭典にあつて天つ神の神意によつてこの世の統治に關する一切の事の行はれるのを示す。その最重大なるものが天孫降臨であつて、此處には祭典に依つて、國家統治の大權の確立の儀式が行はれるのである。こゝに於いてこの天孫降臨の物語は、一個の歴史的事實であると同時に、これを以つて萬世を規定すべき國家の大典としての意義を有する事が明になるであらう。古人建國の本義は實に此處に存してゐたのである。而して我が國體の本義も亦こゝから出發しなければならぬ。國體の解釋の如きは、古今二義にわたるを許さざる性質のものであるから、古人建國の精神こそは、即永久にわたつての我が國體の本義であると言はねばならぬのである。古人は其の事實を語るが、これを説明しないのである。故にこれらの物語からその本義を明にする事が、古典研究の目的として重要な所以である。

六海幸山幸

古事記上巻の説話は天孫降臨の段を中心として構成せられ、其の以後は、天皇御歴代の御事蹟に續く意味の中間的説話である。しかしながらその間にも亦多少の意義が無いわけではない。

高千穂の峯にお降りになつた爾々藝の命は、笠紗の御前に木の花の佐久夜毘賣を得て、火照の命、火須勢理の命、火遠理の命の三子をお産みになる。この火照の命は、海幸毘古として海に於ける漁業に妙を得させられ、火遠理の命は、山幸毘古として山野を跋涉して鳥獸を得るを得意とせられた。この火遠理の命が即日子穗々手見の命である。この二神は或る時其の幸を易へて試みられたが、共に獲物を得ず、日子穗々手見の命は借りた鉤をも

失はれた。然るに兄の命の之を徵る事急なるが爲に、遂に鹽椎の翁の教へに従つて海に入り、海神の宮に赴いて其の女豊玉毘賣を后とせられ、鉤と鹽盈つ珠・鹽乾る珠とを得て歸つて火照の命を苦しめて遂にこれを臣従せしめる。この火照の命は隼人の祖先であつて、これよりして後、隼人は代々宮廷の護衛として溺れ苦しんだ時の様を演じて奉仕する事になつた。かくて豊玉毘賣との間に生れた御子が鵜葺草葺不合の命であり、其の鵜葺草葺不合の命の御子が神武天皇である。

右の物語の中海幸・山幸に関する物語は、これだけを取り出して一個の説話として観る事が出来る。其處にはやはり歴史的事實としての意義もあり、同時に又一個の美しき傳承としての存在価値もある。

先にも記せるが如く古事記・日本書紀の神代の物語には、今日の觀察よりすれば多種の意義が存してゐる。古人はこれに歴史としての意義を最多く考へて居つたやうであるが、而もそれは神話其の他の文藝としての形式によつて傳へられてゐる。これらの文藝の中に

歴史の記憶が傳へられて居るとも言へるのである。所謂海幸・山幸の物語は、古事記にあつてもかなり大きな分量を占めて語られてゐる。これは古人が、この物語に重大なる關心を有して居た爲と見るべきである。今日から之を見れば、一場の空想説話として存してゐるかの如くに見えるけれども、しかも吾人はこの中からも歴史的事實を見、同時に又これを一個の文學としても見なければならぬのである。

神代の物語に於ける大國主の命に關する部分は、いかにも國家の成立といふ中心からは離れて居るであらう。然しこゝには日本民族が出雲系の人々を合せたといふ歴史事實が認められるのである。日本の神話の本系が出雲族の神話を合せてかやうな形を爲したといふべきである。其の意味に於いてはこれは日本民族の勢力増加の歴史である。而して此處に又同様の意味に於いて、九州の南方に繁殖して居つた隼人族を合せて、その神話を歴史體系の中に織り込んだものといふ事が出来るのである。

高千穂の峯に降つた日本民族の本系は、當然其の地を中心として、九州の北方を包容しまづその生活を開始したであらう。しかもその進取的なる氣象は潑刺たる生活力となり、漸次にその勢力を隣接せる地に及ぼして行つたものと思はれる。而してこゝに九州南方に繁殖して居た隼人族との接觸となり、この兩者の接觸はこゝに海幸山幸の説話となつて現れて来る。

日向系の人々は九州の山岳地方を根據とし、山野を跋渉して鳥獸を狩獵し所謂山幸毘古として生活してゐる。一方に海岸に住居を占めてゐた隼人族は、海洋をその生活の舞臺として海幸毘古の名を專にしてゐる。こゝに山幸毘古と海幸毘古との接觸は最初に衝突の形で現れたが、山幸毘古はその智力により鹽盈つ珠・鹽乾る珠を得て、遂に海幸毘古を臣從せしめる。かくて海幸毘古たる隼人族は、永く朝廷の臣となつてその勇猛なる性質を發揮し、宮廷護衛の兵士となつたのである。日本民族が隼人族を包容するに至つた歴史記録として歴史神話の構成に入つてゐるのである。

海幸山幸の神話は單に一個の説話として見る時には、異郷を訪問してその異郷の女子と

婚姻する説話の類に屬する。これに最近い説話としては浦島の物語がある。この種の説話は水邊に發達したもので、人間の男子が異郷の女子と婚姻をして安樂を得るが、禁を犯す爲に最後は別離に終るといふのが大體の筋で、其の異郷の女子は人間ならぬ神祕の本性を有してゐる。これは先に出でた伊邪那岐の命及び大國主の命の黄泉訪問の神話と、その異郷の種類は變るが、關係は深いものがある。依つてこれらは單に神話として纏めて後に記さうと思ふ。

七 神武天皇の御事蹟

古事記の上巻が、國家の成立を中心とする構成を有してゐるに對して、中・下の二巻は神武天皇より順次御歴代の天皇の御事蹟を述べ奉つてゐるので、其處には別に構成上中心を爲す部分はない。天皇の御歴代は永久に續いて行くのであるから、従つて便宜の處で假に筆を收めて居るのである。又従つて其の物語も、御一代毎に大體の區劃をなして纏つてゐる。中には多少數代にわたる物語もあるが、それは特別である。しかしこれらの物語の中に國家の成長發達といふ意味に於ける統一は存するのである。しかも古事記は、斯様な國家を中心とする物語を傳へて居るのは勿論であるが、其の間往々にして、國家の歴史としての空氣からは稍離れた單に美しい物語を、屢々挿入してゐる。實際古事記の色彩は、

これらの挿話的部分に負ふ所が多いとも言ふ事が出来よう。それにしても、これらの物語でも猶天皇の御盛徳を傳へるといふ意味で語られてゐる事は認められる。中卷以下の中にも神武天皇の御事蹟の物語は、國家の形體の完成といふ點に於いて重要性に富んでゐる。日本帝國の基礎は神代に定まり、國體の本義は此處に説かれて居るけれども、この精神を實行證明するといふ意味は、神武天皇を主として御歴代の御事蹟に現れてゐる。神武天皇の御事蹟は、西に偏して居た宮廷の所在を日本の中央に遷し、これによつて皇威を八方に廣められ、天皇たる御事實を明にせられたのである。

初め天皇は兄神の五瀬の命と高千穂の宮にましましたが、天下の政を行ふ爲には猶東に行くべきであるとお考へになつて、日向から御出發になり順次年數を経て東へお遷りになつた。遂に今日の大坂灣に至り給ひそれより大和に入らうとなされたところ、登美の那賀須泥毘古が軍を興して之を防ぎまつり、五瀬の命はこれが爲に矢傷をお受けになつた。そこで轉じて南の方からお入りにならうとして、紀の國の男の水門みなとに御出でになつた時に、

五瀬の命は遂にお隠れになつた。

天皇は其處より廻つて熊野においでになつた時に、大きな熊が出没して、これが爲に天皇を始め奉り御軍は其の妖氣に當てられた。この時に熊野の高倉下が天つ神から授けられた横刀たぢをもつて奉つたので、御軍悉く寤めた。それより八咫の鳥の導きによつて吉野に入り、それより宇陀を越えてまづ其の地の凶賊兄宇迦斯を誅せられた。當時の大和の國の情勢は、群豪各處に割據して分立の姿を呈して居つたのを、天皇は逐次にこれを討伐せられたのである。かくて忍坂にては尾ある土雲八十建を討伐し、磯城では兄師木弟師木をお討ちになつた。こゝに先に天から降られた邇藝速日の命が那賀須泥毘古を討つて天皇の下に參つたので、大和は全く平定をみた。これによつて遂に畝火の樞原の宮にましまして天下を御統治遊された。

この神武天皇の御事蹟は、王化に従はぬ者を御親征あらせられた義であるけれども、これを精神的に解すれば、天つ神の詔によつてこの葦原の瑞穂の國を御統治あらせられ、こ

の意味に於いて荒ぶる神共を御平定遊された義になるのである。先にも言ふ如く、古事記にあつては天皇の御事を常に天つ神の御子と申し上げて居る。御子とはもとより子孫を廣く含めての語であるけれども、元來子といふのは、大きな母體より新に發生した若き物體を意味するものであつて、これを子孫と解するは轉義となすべきである。天つ神の御子といふのは、文字通り高天の原にまします尊き神の御子の義であつて、始めから御子孫と解すべきものではないのである。日本書紀は、古事記に比すると更に漢譯の度が強いのであるけれども、それでも神武天皇の卷の會話の部分には、天皇の御事を天つ神の御子と申し上げて居るのである。

猶神武天皇の御事蹟の中で注意すべき點を擧げてみると、天皇の御東征に際しては、國つ神が多く途上にお迎へをしてゐる。まづ吉備の高嶋の宮から東にお上りになる時には、速吸の門で龜の甲に乗つて、釣をしながら來る槁根津日子があり、熊野から吉野にお越えになる時には、吉野川の川尻に筌くさをおいて魚を取る人があり、これは贅持の子といふ者であつた。それからおいでになつた際に光つて居る井から出て來た尾ある人があり、これは井氷鹿ひかといひ、又巖を押し分けて出て來た尾ある人が有り、之は石押分いはしわかの子と言つた。これは何れも國つ神である。先に邇々藝の命の御降下に際しては、國つ神の猿田毘古の命がお迎へ申し上げ、天の宇受賣の命が之を見顯した事があつたのである。又熊野においでになつた時に、高倉下が天つ神から下された横刀を奉つた事があつた。この横刀は天照らす大神と高御産巢日の命が神武天皇の御軍の惡氣に當てられて居るのを御覽になつて、建御雷の命に命じて下させた横刀であつた。この横刀を奉つたのでその熊野の山の荒ぶる神が自然に切り仆され、天皇を始め奉り御軍が悉く寤めたといふ事である。更に高御産巢日の命は、天皇に、「これより奥は荒ぶる神が大變に多い。よつて八咫の鳥を遣すから、これを導きとしてお入りなさるやうに」と仰せられてゐる。邇々速日の命は同じく高天の原から降られた神であるが、天皇の御下に參られた時に、「天つ神の御子が天降り遊されましたと聞きましたから、跡を追うて降つて參りました」と申し上げてゐる。此處に天つ神の御子

あつた。それからおいでになつた際に光つて居る井から出て來た尾ある人があり、これは井氷鹿といひ、又巖を押し分けて出て來た尾ある人が有り、之は石押分の子と言つた。これは何れも國つ神である。先に邇々藝の命の御降下に際しては、國つ神の猿田毘古の命がお迎へ申し上げ、天の宇受賣の命が之を見顯した事があつたのである。又熊野においでになつた時に、高倉下が天つ神から下された横刀を奉つた事があつた。この横刀は天照らす大神と高御産巢日の命が神武天皇の御軍の惡氣に當てられて居るのを御覽になつて、建御雷の命に命じて下させた横刀であつた。この横刀を奉つたのでその熊野の山の荒ぶる神が自然に切り仆され、天皇を始め奉り御軍が悉く寤めたといふ事である。更に高御産巢日の命は、天皇に、「これより奥は荒ぶる神が大變に多い。よつて八咫の鳥を遣すから、これを導きとしてお入りなさるやうに」と仰せられてゐる。邇々速日の命は同じく高天の原から降られた神であるが、天皇の御下に參られた時に、「天つ神の御子が天降り遊されましたと聞きましたから、跡を追うて降つて參りました」と申し上げてゐる。此處に天つ神の御子

といふのは、神武天皇の御事である。その御降下の跡を追うて降つて来たといふのは、神武天皇の高天の原からお降りになつて来た跡を慕うて来たといふ意義に他ならぬのである。

かくの如くにして天皇は、天つ神の御子として天下を御平定遊されたのである。そして遂に畝火の檣原の宮に於いて天下を御統治になつた。この時の古事記の詞にも『荒ぶる神を言向けやはし、伏はぬ人どもを退け撥ひて』と記してゐる。即天皇の御事蹟は、斯様に歴史的事實と精神的事實との兩方面があるのである。これは歴代の天皇は天照らす大神の御子神として御降りになり、その神詔によつて天皇として御立ち遊されるのであるから、此の世に於ける歴史的事實の基礎として、斯様な精神的根據を有せられるのであり、神武天皇の御事蹟の物語にあつては、特に之が明記せられて傳へられてゐるのである。

八 崇神天皇の御事蹟

神武天皇の後、綏靖・安寧・懿德・孝昭・孝安・孝靈・孝元・開化の八代に就いては、御名・宮室・后妃・御子・御壽・御陵等に就いて記し奉つて居るだけで、格別の記事は傳へない。次の崇神天皇の御代に至つて大和の大物主の神を祭つた事と、四道將軍を遣された事との記事が傳へられてゐる。

大物主の神を祭つた所以は、天皇の御代に疫病多く起り、人民が盡きようとした。天皇は之をお憂ひ遊されてまし／＼たところ、御夢に大物主の神が現れて言はれるには、『之は自分の心である。意富多々泥古といふものを以つて自分を祭らしめたならば、國が平ぐであらう』と申された。これによつて四方に使を達して其の人を求めたところ、河内の美努

の村で其の人を見出した。この意富多々泥古といふ人は、大物主の神が活玉依毘賣いくたまよりびめに婚して生んだ子の子孫である。活玉依毘賣は非常に美しかつたが、又非常に立派な壯夫むさしがあり夜來ては婚姻した。然るに其の美人かぞめが妊んだので、父母が夫の名を知らうと思つて、床の邊に赤土を散らし、麻絲を針につけて其の男の衣の欄に刺させた。それでその様にして朝見ると、衣につけた麻は戸の鉤穴から抜け出して、遺つてゐる麻は唯三勾ばかりであつた。そこで其の絲を尋ねて行つたところ、美和山に行つて神の社に留つて居たので、神の御子である事を知つたのである。この縁に依つて意富多々泥古を神主として、美和山に大物主の神を祭らしめた。これが今日の官幣大社大神神社である。又天皇は、天つ神・國つ神の社をお定めになり、諸々の神々を残るところ無く祭らしめたので、疫病が息んで國家が平になつた。

此の一節は、大和の大神神社おほみわの御鎮座の縁起である。神が假に人間の形に現れて婚姻を結ぶのは、所謂神婚傳説の一種であつて、其の中の神が男子である場合の類に屬する。

次に四道將軍を派遣せられた説話は、古事記では大毘古の命を高志の國に派し、その子の建沼河別の命をば東方十二道に遣し、又日子坐の命を丹波の國に遣されたと記されてゐる。これらの將軍は夫々の任に赴いて、従はぬ者共を討伐した。これによつて天下平ぎ人民は富み榮えた。此處に始めて男の弓端ゆはずの調みつぎ、女の手末たなすゑの調を貢らしめた。よつてその御世を稱へて、初國知らし御眞木みまきの天皇と申し上げる。

此の崇神天皇の御事蹟は、國家の充實といふ意味に於いて傳へられてゐる。神武天皇が大和の國を中心として國內統一の端をお開きになつたが、猶東方及び北方はいまだ王化の及ばざるものがあつた。それをこの御代に至つて開發せしめ、國內統制の大業をお定めになつたのである。しかも内には神祇を祭つて天下泰平の基礎を定められた。この二の御事蹟が天皇の御代の下に特筆せられて居るのである。

次に垂仁天皇の御代には、沙本毘古の王の亂を興した記事がある。この記事は、沙本毘古の妹にましくした沙本毘賣の皇后の純情を傳へ奉らんが爲に説かれて居るやうである。

しかも其の中におのづから皇位の動かすべからざる性質が窺はれる。この説話に續いてこの皇后の生まれた御子品牟都和氣ほむつわけの命が出雲の大神の神意によつて物を言はれる様になつた御事蹟が傳へられてゐる。

九 景行天皇と倭建の命

景行天皇の御世では、倭建やまとたけるの命の御事蹟が詳細に記されてゐる。初めに九州に赴かれて熊曾建を討伐せられ、歸つて又東方に御出でになつて諸處の凶徒を討伐せられる。熊曾建の討伐には、その御室の宴に命は女子の服装をしてお立ち入りになり、遂にこれを討伐せられる趣が記されてゐる。又その歸途には出雲の國に行つて出雲建を討たれてゐる。東方御征伐の記事は特に詳密であつて、多くの歌を挾んで美しい物語が次々に展開してゆく。さうして遂に伊服岐いぶきの山の神を討たんとして病をお負ひになり、伊勢の國の能煩野のぼのにしておかくれになり、その御妃達が御後を慕つて御陵を作る記事に至る迄、古事記中でも有数の文章と言ふべきである。其の中には弟橘比賣の御事蹟もあり、變化もあり、如何にも古

人が語り傳へたところを記したと思はれる文章である。

これらの御事蹟は單に美しい詞章として存してゐるだけでなくして、此處には又その御征討の意義を見なければならぬ。これは王化に背かんとする者を討伐せられるといふ意味であるは勿論であるが、この歴史的事實を古人は神話化して傳へてゐるところがある。初めに景行天皇の御子を記して倭建の命に及び、『東西の荒ぶる神、また伏はぬ人どもを平けたまひき』と言ひ、熊曾建を討伐してお歸りになつた時には、『山の神河の神また穴戸の神を皆言向け和してまゐりましき』と傳へてゐる。倭建の命また皇命を奉じて東の國にいでまし、こゝにも山河の荒ぶる神、又伏はぬ人共を悉に向け和し給うた。相摸の國においてになつた時にその國造が偽つて、『この野の中には大きな沼があります。この沼の中に住んでゐる神はひどく千早振る神であります』と申し上げたので、其の神を御覽になる爲にその野にお入りになつたところ、國造が得たりとその野に火を附けて焼き立てた。こゝに草薙の劍の神威に依つて、火難を脱れ國造を誅伐遊された。それより走水の海を御渡りに

なつた時には、渡の神が浪を立てて御船が躊躇し、御妃の弟橘比賣の義烈に依つて難をお脱れ遊される。更に東方に行つて悉く荒ぶる蝦夷どもを平げ、又山河の荒ぶる神達を言向け和してお還りになる時に、足柄の坂下に到つて、その坂の神の白い鹿になつて來たのを打ち殺された。それより信濃の國に行つて信濃の坂の神を言向け、尾張より美濃に行つて伊吹山の神を討伐しようとして病をお得になつたのである。

かくの如く倭建の命の御事蹟は荒ぶる神を言向けられた事と、伏はぬ人を和らげられた事とに分けられる。この二方面は、必しも判然と區別の立つものではない。荒ぶる神とは山川渡津に居て道行く者を遮る化生のものをいふと思はれる。即有形無形の邪神の類であるが、是に對して伏はぬ人とは、傲慢にして朝廷の統制に服せぬ豪族の類をいふと考へられる。思想的にはかやうな區別が有る筈であるが、實際問題としては兩者は同一の事蹟であつて、伏はぬ人即荒ぶる神といふべきである。歴代天皇の征討に關する御事蹟は、歴史的にいへば服従せぬ人達を平定せられる事であり、思想的にいへば荒ぶる神を鎮められた

事になるのである。故に景行天皇が倭建の命に東方征討の命をお下しになる時にも、『東方十二道の荒ぶる神、また伏はぬ人どもを言向け和せ』と仰せになつて比々羅木の八尋矛を賜つてゐる。この比々羅木の八尋矛は悪魔を討伐する意味の武器である。

吾人は倭建の命の御事蹟を讀んで、其處に展開せられる古代英雄の美しき歌物語を味ひ此處に潛む國土平定の意義を觀てこなければならぬ。此は歴史事實であつて漸く神話化してゆく姿を留めてゐる。古人の傳ふるところの歴史の意義はかくの如きものがあつたのである。先に説いた神武天皇御討征の御事蹟と合せて、歴史的に又思想的に國家の充實してゆく姿を觀るべきである。

十 大陸との關係

朝鮮方面との關係は古代よりあつて、日本書紀にも、須佐の男の命が彼の國に降られた事が傳へられてゐる。時代を経るに従つて、自然にその間の交通は一層頻繁になるのである。こゝに古事記の中卷の末の部分に入つて、その關係の物語を多く傳へるやうになる。

成務天皇の御代に、天下に國郡の制を敷き、國威大いに張つて、こゝに國政整理の時代に入つた。此處に於いて邊垂に居住してゐる者にも王化を及ぼす御趣旨から、次の仲哀天皇は、親しく筑紫に赴かれて熊曾の族を馴致せしめようと遊された。しかも熊曾がその勢を負うて王化に従はなかつたのは、その背後に三韓の勢力があつたからであつて、こゝに仲哀天皇の皇后にまします神功皇后は、天皇に御勸め申し上げて三韓を討たうとなされ

た。しかも天皇はこれをお聴き容れにならずして、筑紫の香椎の宮にお崩れになり、よつて皇后はみづから兵船に乗じて三韓を征伐遊された。この御討伐前後の事情は、頗る神祕に書かれてゐる。即、皇后に神懸りして、彼の國を討伐すべき旨をお諭しになる有様等、古人の信仰の情を窺ふに足るものがある。また新羅の國へお渡りになる様の壮大なる敘述は、如何にも内容にふさはしい文章といふべきである。

この御討伐の結果、大陸の文化は滔々として我が國に入り來つた。これらは我が國の事情を刺戟して、今まで内に潛んで居つたものを開發する意味で、重要な展開を來した。形の上に現れては、應神天皇の御代に朝鮮から書籍の渡つて來たことが傳へられてゐる。また歴史の上にもこれ等の大陸との交渉が漸く多端に現れて居り、やがて佛教渡來にも導かれて行くのである。

應神天皇の御代は、かやうな新來の大陸の文物の應接に遑無きが如くである。その中にも百濟から貢物の使として來た阿知吉師が、文字を知つて居たのでこれを重んぜられ、更に又百濟に命じて文字を知れる人を奉らしめ、こゝに和邇吉師、論語十卷・千字文一卷を持つて渡り來つた。これが我が國に文字の入り來つた最初であると傳へられる。

元來、我が國には文字は發明せられなかつた。我が國に文字あるは、支那大陸に發生した漢字が、この時代に入り來つたのを以つて初とするのである。但し、應神天皇の御代に渡來した學者の以前にも、隨分彼の地の人は渡り來つたのであるから、それらの内には、二二三の文字を知れる者が無かつたとも言へないであらう。又讀み得ずとも、文字を記せる紙や其の他の物品が、入り來つて居つたかも知れない。ただこれらは、散發的なる事件であつて、朝廷に於いて公然と文字を認められるに至つたのは、應神天皇の御代に始まると云ふべきである。これらの文字は、最初は彼の地の文を讀むだけであつたが、漸次發達して我が國に於いても文を作り、實用的の事より始めて、遂には一切の事をこれに依つて記すことが出来るやうになつたのである。

文章の渡來と共に、彼の地に發達した精神的文化も亦渡來したものと認められる。現に

和邇吉師の持ち來つた論語及び千字文は、儒教的精神を記した書物であり、その思想は我が國人の思想を整理して、一層正確な倫理觀念を構成せしむるに至つた。例へば忠孝の如きは、もとより我が國に存してゐた美德であつたが、我が國にあつては元これは人間としての普通の行爲であつて、特に之に名を附けて考へることは無かつたのである。それが忠孝の如き文字が渡り來つて、こゝに始めて内に省みて、これらの概念を完成する事が出來たのである。さればこれらの思想は、我が國民精神の整理發展に多大の功績を擧げてゐると云ふべきである。この儒教思想に次いで、佛教思想及び道教等も前後して渡つて來たのである。此處にこれ等の外來の思想と我が國固有の精神とが融合して、特殊の精神文化を構成するに至るのである。

應神天皇の御代に渡つて來たのは、これらの精神的なものの外に、なほ卓れた物質的文化の結晶が渡つて來た。古事記に現れてゐる所だけでも、鍛冶の工人、機織の工人、及び釀酒の工人等が渡つて來た。これらの技術は、我が國にあつては既にそれぞれ行はれて居つたところであるが、この新來の工人は、一層精巧なる技術を所有して居つて、特にこれらの方面に一段と寄與を爲し得たのである。即、朝鮮との交通が頻繁になるに伴つて、彼の國に發達した技術等を探り入れて、我が國民の生活が一層向上したと言ふことが出来るのである。

かやうな關係の下にあつて、古事記の歴史物語は又、物語としても外來の要素を加へてゐる。即、應神天皇の御代に渡り來つた新羅の國主の子天の日矛の物語の如きは、全く大陸風の物語と言ふべきである。その日矛の子孫は、但馬の國に住み、其處にも亦種々の説話を作り出してゐる。古事記中卷の終にあるこの天の日矛の物語、及びこれに續く伊豆志嬢子の物語は、一つ一つの物語として注意すべきものがある。伊豆志嬢子の物語は、秋山の下氷壯夫したびをこ、春山の霞壯夫といふ兄弟があつて、伊豆志嬢子を得むことを争ひ、賭をするが、弟の霞壯夫が母の助を得て嬢子を得る。然るに兄が賭物を與へなかつたので、咀言をして下氷壯夫を苦しめるのである。この物語は、上卷に見える異郷訪問説話と、關係する

ところすこぶる深いものがある。又此處には兄弟の名を春秋に對して、暗に春秋の優劣を争はしめるが如き態度がある。霞壯夫の衣服や弓矢が、悉く藤の花になつたといふのも美しい。季節の觀念の現れた説話としても注意すべきものがある。

十一 下巻の記事

古事記の下巻は、仁徳天皇の御代から推古天皇の御代に至るまでを記してゐる。その前半は新しく入り來つた大陸文化の刺戟を受けて、國家百般の設備が、著々として整理せられて行つた時代である。

仁徳天皇の御事蹟としては、特にその御仁政が記されてゐる。天皇が高山にお登りになつて四方を御覽になり、民の烟の立たざるに依つて、國民の貧しいのを思し召しになり、三年になるまで悉く人民の課役をお許しになつた。これが爲に宮殿雨漏れども修理せられず、漏らざる處に移りお避けになつた。この故に人民が榮えて課役に苦しまなかつたので、その御代を讃へて聖の御代と申した。

古事記の本文は、これに續いて天皇と皇后との相聞の歌物語に入る。この物語に挿入せられてゐる歌は、美しい歌が多く見出される。これらの歌はやはり大歌として宮廷に於いて歌ひ傳へられたものとおぼしく、古代帝王の御逸事として、この歌を中心とする物語が榮えてゐたのであらう。これらの物語の間にも、當時の御事蹟の一端が窺はれる。難波の堀江、養蠶の發達等がこれである。

續いて履中天皇の御事蹟としては、難波の宮が焼かれて、大和に御出ましになる御事蹟が記されてゐる。此處に記されてゐる隼人に關する記事は、信義に關する當時の思想の窺はれるものがある。

次に反正天皇を経て允恭天皇に移る。この御代の御事蹟としては、新羅の國王が八十一艘の貢物を獻り、その貢物の大使金波鎮漢紀武と云ふ人が、醫藥の道に通じて居つて、天皇の御病を直した事が見える。これは所謂漢方であつて、本邦醫藥の道は、これ等よりして發達して行つたものである。この天皇の御事蹟の中で、最著名であり古事記の序文にも

その一端が見えてゐるのは、探湯くがだちを設けて人民の氏姓を正した事である。我が國古代の社會組織にあつては、氏々の系統を尊び、祖先の功績は子孫にその慶びを残すことになつてゐたので、人々は争つて我が家、我が祖先尊しとする風習を生じた。これが爲に中には互に争ひ、又は濫に犯すものを生じて來たので、その弊の甚しきを見てここにこれを正されたのである。探湯とは、湯をたぎらしめ、人毎に之を探らしめて、正しき者は傷やぶれず正したからざるものは其の害を受けると云ふ信仰を基礎とした判断法である。さればこの時の探湯は、味白うまかし禱の言八十禍津日こまやそまかつひの前に於いて爲された。これはその神の威力を恐れて、人心を正しうするにあつたと思はれる。古人氏姓を重んずる事は、この古事記全篇の中にも、常に各氏の起源を説いてゐるに依つても知られる。

允恭天皇が崩御になつてから、その太子木梨の輕の太子に關する歌物語が傳へられてゐる。この物語は、やはり歌を中心とする點に於いて大歌の物語であると認められる。これらは要するに輕の御子と云ふ一の若君に關する物語が、歴史體系の中に織り込まれたもの

と考へられる。この後に古事記には顯宗天皇と平群へぐりの鮪との歌垣の歌を載せてゐるが、この事實は日本書紀では、武烈天皇の皇子の時代の物語として傳へてゐる。これは要するにやはり一の皇子様の御事蹟として歌ひ傳へたものを、歴史物語として解釋する時に、かやうな異説を生じたものなるべく、それと同じやうに取り扱つてよいものと思はれる。この輕の太子の歌物語の歌は、琴歌譜にも載つてゐるものがあり、萬葉集にもその一が傳へられてゐる。概して情熱の歌で、個々に見ても注意すべき作品である。

古事記は茲にその最後の物語に入る。これは雄略天皇を中心とした歴史であつて、複雑なる構成を取つて傳へられてゐる。安康天皇の御事蹟に始まり、皇弟大長谷の王が目弱まよわの王を誅し、續いて近江の國に狩をするに寄せて、市の邊の忍齒おしはの王をも討つて帝位に即かれた。これが雄略天皇である。天皇はまた武勇にましますと共に歌をも好ませられ、此處に歌を中心とする幾多の物語を傳へさせられる。引田の赤猪子あかみこの物語、吉野の秋津の物語、葛城の一言主の物語、伊勢の國の三重の采女の物語等、いづれも優れた歌を中心としてゐる美しい物語であつて、天皇の御性情がおのづからその間に窺はれる。

先に近江の國で殺された市の邊の忍齒の御子の皇子、意祁おけの王・袁祁をけの王の御二方は、難を避けて諸國を流浪せられ、遂に播磨の國に赴いて、その國の豪族の家に使はれて居られた。ここに山部の小楯と云ふ者が播磨の國の國司に任ぜられてその地に至り、新室壽の宴に列して各人が舞ひ歌つた時に、袁祁の王が舞に依つてその御素姓を明にせられ、遂に朝廷から迎へられて帝位に即かれる。こゝに傳へられてゐる袁祁の王の詠詞は、古語を傳へてゐるものとして注意される。この後に袁祁の王の歌垣の物語があり、ついで二皇子相讓り遂に袁祁の王がまづ帝位に即かれた。これを顯宗天皇と申す。

古事記の物語は、更に進んで仁賢天皇、武烈天皇、繼體天皇、安閑天皇、宣化天皇、欽明天皇、敏達天皇、用明天皇、崇峻天皇を経て推古天皇に至り、茲にその筆を止めるのである。然しその最後の十代は、唯御事蹟の大體を記し奉つただけであつて、詳密なる物語には及んでゐない。

。十二 古事記の神話

古事記は全體としてこれを眺める外に、部分部分に區劃してこれを眺める事が出来る。そのうちこの書にあつて、相當に多くの分量を占めてゐるのは神話の部分である。即上巻の全部、及び中・下巻の一部分にこの神話が傳へられてゐるのである。

〔古代人の生活にあつては人間以上の靈の存在を信じ、これを怖れ敬ふ念が強かつた。これは、普通人の生活以上に於ける世界であつて、この世界の生活を物語るところに神話が發生する。この國の開發當時に始まつて、これらの世界の生活を語る物語は發生し、やがて全民衆が國家の統制を有するやうになつて、更にその生育を見たのである。神話に現れる神々の世界は、人間以上の記録であるけれども、しかもこれを語る人々の生活様式は多くその儘に取り入れられてゐる。これらの神話は短いものから發達して、長大なるものに至つたと考へられ、その個々の形で傳つてゐるものもあれば、これが數個聯絡して一系の統制を有する構成に纏められたものをも存してゐるのである。〕

されば神話には、國家及び民族としての大きな立場から語り傳へられるものと、民族の一部の人々の間に遊離して所有せられてゐるものとが有る次第である。その前者にあつては、所謂歴史物語としての形を有して、時間的經過を有して語られてゐるから、これを歴史神話と言ひ、又古代の歴史を物語る神話であるから、これを古史神話とも稱するのである。古事記の上巻にあつて、天地開闢よりして順次日本の國土の開發より、國家の建設及びその完成に及んでゐる神話は、即これに屬するのである。これらの歴史神話は、勿論國家及び民族の歴史であつて、これを傳へる人々が、その神話に語られる長い年代を費して構成し得た、歴史的事實の物語と見做すべきである。唯、古人は一個の歴史的事實を傳へるのに、これを神話化して傳へるのである。例へば、歴史的事實よりいへば、日本民族の

祖先が太平洋の波を越えて日本群島を發見したといふべきであるが、神話としてはこれを伊邪那岐・伊邪那美の二神が大八島をお生み遊されたといふやうに説くのである。歴史的事實としては、日本民族の祖先神なる伊邪那岐・伊邪那美の命の御事蹟としてこれを解釋するけれども、しかもこれが神話としての表現を採つてゐる以上は、更にここに、大海原の中に順次に島々をお生み遊されるといふ壮大なる神力を仰ぐのである。この神話として受ける感じは、同時に歴史的事實の上に存する精神力であるとも言ふべきである。

歴史的體系に依つて組織せられた神話は、國家及び民族の歴史の神話的叙述であるから、國家及び民族にとつては、最重要なる意義を有するものであると言ふべきである。しかもこれらの歴史的構成を有する神話も、これを區分すれば、個々の神話の堆積であるから、或る場合にはこれを分解して見る事も出来る。然しながらその個々の部分の單純なる接續ではなくして、こゝに歴史體系を構成する以上は、國家を建設し所有して行く民族としての、團結の中心を爲す精神力が一貫してゐるのである。この歴史神話の中にも亦おのづか

ら本系的なるものがあつて、國家に對する解釋は主としてこの部分に於いて爲される。これに對しては、屢々他の遊離神話が傍系的の性質を以つて織り込まれて来る。日本民族は日本群島の上に於いて、かなり複雑なる結合を爲したものと解せられてゐるが、しかもその中にはおのづから本系の種族がある。この國を統治する爲に、高天の原より降り來られた天孫を中心とする種族は、即その本系であつて、歴史神話の中にも國家構成に關する中心神話は、もとよりその本系の種族と分離する事の出來ぬ關係にある。古事記・日本書紀等に傳ふる所のうち、少くとも國土の生成より、三種の神器の出現を説き、更に進んで天孫降臨を物語る體系は即これである。この神話の大系こそは、日本民族の中心を爲す人々の歴史に依つて、編み出された神話であると言はねばならない。これは日本の主權の本質を語る重要な意義を有するものであるから、他の種族の神話が入り來つたものと考へ得られないのであるのは勿論である。これに對して、古事記に現れた大國主の神話の如きは、日本民族の一部を爲す出雲系の神話であり、日本民族が出雲系の勢力を併せ得た時に、これ

が歴史神話の體系に、入り來つたものと見る事が出来る。この故に日本民族の神話としての意義が強いことを感ずるのである。又日本民族の生活の基本を爲す農耕に關する神話、または生活上の實際の必要から生れた醫藥・呪禁等に關する神話は、これらの歴史神話の中に織り込まれても存し、または遊離しても存してゐるのである。かやうな神話は、おほむね生活の記録としての出發點を有してゐる點に於いて、同種のものと言ふ事が出来る。

神話が國家の歴史としての結合を爲してゐるか否かに依つて、茲に歴史神話と遊離神話との區別を立てたのであるが、單に神話そのものの性質からいへば、これは根本的な性質の相違とは言ふべきでなくして、唯神話を傳へる人々の立場を重視し、またはある精神力に依つて神話の結合が爲されてゐるか否かを考へた分類であつた。神話の性質上から言へば、他の方面からの分類を試みることも出来るのである。その一は、自然神話と人文神話との區別である。これはその神話の材料に依る分類の立て方であるが、日本神話にあつては、純粹なる自然神話は、ほとんどこれを見る事を得ないのである。又實際神話はこれ

を語る民族の生活を除外しては、存在の理由が無くなるのであり、従つてこれが研究には、どこまでも生活の記録たる意味を離れる事が出来ないのである。唯その生活の方面を實際的なものと、精神的なるものとに區別する事は出来るであらう。人間が生活を續けて行く上にあつては、過去の經驗を何等かの形式で後の人に傳へる必要があり、これが將來に對する重要な指導となるものである。この系統にあつては、記憶力の作用が強く働いて居り、ここに所謂人生の記録たる神話を生ずる。これに對して、人々がこの世に於ける過去の經驗に依つて處理判斷する事が出来ないものがあり、ここに思考の力が働く時に、これに人間生活の記録と同じ形を與へて、所謂思想的神話が成立する。古人は天や地の存在に對して、如何にしてこれが存するかを疑ひ、これに或る解決を與へようとする。しかもその解決は人生の記録たる形から離れることが出来ないから、ここに神が造り成したといふが如き形式を採つて、天地の存在を説明して來る。此處に所謂思想的神話の成立を見るに至るのである。しかしこれらの神話は、勿論區別せられずして語り傳へられて居り、従つ

て常に結合して存在するのであつて、ただ比較的思想的分子が多くあり、またはその反対に人間の経験から出た分子が強いと云ふやうに分解する事が出来るだけである。

日本神話の中に一貫せる特色としては、まづ國家の觀念が全體に通じてゐることである。これはその神話の傳來が、國家に於いて編纂した歴史であるからにも依るであらう。しかしそこには元來日本民族が、國家の統制の下に生活してゐるといふ意識を、始終忘れないでゐる爲であらう。一々の日本人は、國家を構成する一人としての意識が強くなり、それは一面に於いては古代に於ける古人の生活が、國家の完全なる統制の下に於ける生活であつたからである。ここに神話は自然國家の成立を説き、その構成と本質とを述べ、及びその傳來に至るのである。神話自身が、自然に神話體系の中に包まれ得る素質を有してゐたのである。

○第二に、日本の神話は民族結合の精神が強いのである。日本の國家を構成するものは、日本の民族であり、その日本民族はすべて同一の祖先に出づといふ信仰を有してゐる。或る時には別れてより後歴史を異にする事もあつたが、元來は同祖の種族であるから、これが結合して日本民族を構成する時は、その個々の種族の有する神話は、同じく全神話體系に收容される。神話はすべての意味で日本民族の神話であるといふ自覺を有してゐるのである。

○第三に、日本神話は信仰的要素が強いのも一特色である。神を敬ひ、神を信ずることの篤かつた古代の生活にあつては、幾多の信仰事實を神話の形式に於いて語つてゐる。祭典、禊祓、誓約の如き神聖なる行事を始めとして、古人の敬虔なる生活はその全貌を傳へてゐる。古代にあつては是等の信仰的事實は、人々の生活の指導精神であつたのである。神を祭り、神意を伺ひ、神力を信じて安泰なる生活が續けられる、かくして續けられて行く生活こそは、即ち、歴史神話の本文に外ならぬのであるから、ここには全形として祭典の形式に依る神話描寫が語られてゐる。日本の國家建設の精神は、古代に於ける祭典の精神と同じであつたのである。而してこれらの國家建設に關する歴史神話自體は、祭の庭に於いて

神聖なる詞として傳へられて居つたのである。

第四に、倫理的要素の多いことである。日本神話は、倫理的要素に富み、人生を清淨に愉快にする性質を有してゐる。日本神話の語られる所以は、過去の歴史を明にして、これを以つて現代及び將來に對する指導と爲すべき性質があるので、すべて教訓・指導の意義が強く働いてゐる。またもとより日本の神話は、古代の日本民族の生活の記録であるからここに純粹なる日本民族の精神が現れてゐると言ふべきである。此處には人々の善良の意志が中心になつて、この世の中を良くして行かうとする努力となり、良き神靈の活躍となつて現れてゐる。これを詞の形に現して、おのづから祝賀の分子に富む次第である。かくの如くにして罪惡の跳梁は許されないのであつて、假にそれが説かれてあるにしても、次に來るべき善意の活躍を明瞭にする爲の、假設的存在と言ふべきである。かくの如く一切の方面に向つて明るくし、清らかにする精神力は充満してゐる。従つて明朗快活なる分子に富み、屢々諧謔遊戯的なる神話も存在してゐる。部分的にも全體的にもかやうな神話の例は、たやすく擧げられるのである。

第五に、日本神話には、人々がこの世に在つて生活して行く上に必要なる常識が盛られてゐる。この意味にあつては、神話は古代生活に於ける、一の教科書としての性質を有するもので、此處には日本民族として爲すべき道が説かれて居り、爲すべからざる事が注意されて居る。又各自の家柄の説明は、神話を根據としてその家の社會に於ける待遇を定められてゐるのであつて、従つて神話には氏々家々の起源が説明せられてゐる。これは人々の社會上の位置の保證者とも言へるのである。

第六に、思想的方面としては、日本神話は特に哲學的・宗教的に發達してゐるとは言ひ難いが、古人の思想生活は相當に現れてゐるものがある。この人間生活に於ける罪惡及びその償ひの思想の如きは、特に目立つものの一例である。自然力に依つて人生を淨化すと爲すが如き思想は、注意すべきものである。また神の出現及びその系譜に依つて、各種の自然現象の起源を説明するが如きも、古人の豊富なる思想生活が窺はれる。空想方面では

この國の外に別種の國がありと爲す異郷思想が特に發達して居り、そこに幾多の神話を構成してゐる。

最後に、日本神話は藝術的要素に豊である。國家の構成及びその傳來を語る全歴史神話が如何に雄大なる構成を有してゐるかは、特に注意して見るべきである。日本國家の構成はかやうに雄大なる表現を有することに依つて、その内容に一層の強き感銘を與へるのである。又部分的にしては、歌曲、樂舞の分子に富み、至るところに美しき小景を展開してゐる。その詞章の美は、これらの神話をして一層美しき物語となしてゐる。

十三 教材としての歴史神話

古事記・日本書紀等に載つてゐる歴史神話は、わが國建國の歴史であつて、國家の成立と國體の淵源とを説き、國民としては是非知つて居ねばならない内容を含んでゐる。從來動もすれば、單なる神話として、もしくは古代史とのみ説かれてゐた爲に、これを輕視するやうな風潮が無いでも無かつた。しかしそれはただ一面的な觀方であつて、歴史神話本來の精神は、かやうな各種の觀方の総合的な立場に在るべきである。即ち、これに由つて、日本國家の成立、主權の意義等を知り、現在及び將來に於ける國家の護持と日本民族の覺悟とに資すべきものである。この事に就いては、上來機に臨んで論じ來たことであつて、今こゝにこれを述べることを略する。たゞこれに關して、教材として如何に取り扱ふべき

かに就いて一言したいと思ふ。

歴史神話は、現在では主として國史國文の兩方面から、教材として取り扱はれてゐる。國史の方面では、主に古代史としての意義に於いて取り扱はれてゐる。今、小學校に於ける國史の國定教科書を見るに、第一課を「天照大神」と題して、天照らす大神の御事蹟より、瓊々杵の尊の降臨に至るまでを記してゐる。その記し方は、たゞ歴史的事實として極めて合理的に記されてゐる。しかしこれは單に歴史神話の歴史的なる一面を示しただけで、その本來の面目を傳へたものとは云ふ事が出来ない。

中等教育に於ける歴史の教科書は、檢定制度であるから、著者に依つてこの件に關して若干の取り扱ひ方の相違のあるべきは勿論であるが、大體に於いては、やはり歴史的方面に偏して記されてゐるものと見てよいのであらう。

しかし吾人は、歴史神話に對して、歴史的事實としての取り扱ひ方以外に、総合的な觀方が存することを知らねばならない。歴史科に於いてこれを取り扱はないとするならば、

他の科に於いてこれを取り扱はなければならぬ。而してこれは性質上公民科といふやうな總括的な學科に於いて取り扱ふのを至當とするが、現在の公民科は恐らくこれを取り扱はないであらう。國語科に於いては、單に國語科だけで取り扱ふべき問題ではないが、便宜上その教材を收めて一方には國文學としてこれを味はしめ、他面他の學科の缺陷を補ふ意味で、全面的なる知識を與ふることが必要である。

事實問題としては、從來の國語讀本は、歴史神話を教材としてあまり收めてゐなかつた。これは古文の儘では難解の處があり、適當なる文章を得難かつたのも一因であらうが、編者等がこの方面に注意を拂はなかつたことも一因となるであらう。たゞ纔に倭建の命の御事蹟の部分を探り、もしくはお伽噺風に平易に書き改めたものを收載してゐるものを見るに過ぎなかつた。

さきに余が佐佐木博士と共に中等學校用の國語讀本として最新國文讀本を編纂するに當つて、この問題に就いて、種々考慮を費した。この國民必須の教材を如何なる形式に就い

て收むるかは、かなり困難なる問題であつた。而して考慮の結果、意を決して多少難解の處はあつたけれども、主として古事記の文に依つて卷九に天孫降臨の章を收めた。文中天若日子の葬儀に關する部分を省略する等若干の手は加へたが大體原文の読み下し文に依つた。教員諸子は、これを教材として、建國の意義を生徒に授けられむことを希望する。

さて教材として古史神話に際會した時に、その取り扱ひ方に就いては、種々の問題が生じよう。その一二をいへば、生徒の理解力ではむづかし過ぎるといふ事もあらうし又一見不可能に見える事を生徒が實際有つたことかと質問を起した時に、適切に解決しなければ却つて疑惑輕侮を起す基になるといふ事などもあるであらう。

第一の生徒の理解力の問題に就いては、生徒の理解し得る範囲内で、授業をするより外は無い。一切の事象は、いくらでもむづかしい事があるのだから、初等教育ならこの程度中等教育ならこの程度といふ風に、おのづからある限界がある筈である。自然科学の方にも随分むづかしい理論の存するものがあるが、それでも人間として觸れる所の現象には、それぞれの程度までの説明を與へる。例へば電氣の理論などは随分むづかしいが、日常觸るゝ所の現象に對しては、簡單なる原理とその應用とを説明するやうなものである。教材そのものゝ本質はむづかしくとも、生徒の理解力の範囲で、國民教育上必要なるものは、簡單なる原理の説明をすることは當然なさるべきである。

歴史神話を教材として取り扱ふ時に起る他の問題は、事實なりや否やといふ生徒の疑問である。例へば高天の原から神が降つたといふこと、大蛇の尾から寶劍を得たといふこと、これは文字通りの意味を有するかどうかといふ事である。從來の便宜的な解釋としては、これらが大體譬喩と見てゐる。高天の原とは、實在の土地で、その土地からこの國に來たことを天降といふことに説明し、八岐の大蛇とは狂暴なる凶徒の謂であつて、その者の所持してゐた寶劍を得たことを、尾を割いて得たといふのだと説明してゐたやうである。これは神話の史學的説明であつて、その全面的説明といふことを得ないのである。少くとも國語科の教材として歴史神話を取り扱ふにはこれでは不十分であると云はざるを得ない。

高天の原から神が降つたといふことは、いかにもこの國土に於ける神の來著を意味するであらう。しかしこの場合の高天の原は、實在の國土としては、場合に依つて異なるのである。古人は海を航して來ることを、天より降ると云つた。天降の神話は、筑紫の高千穂の峯のみに限らず、大阪灣等、海に面する地方では諸處にこれを傳へる。しかも延いては國の中心部から地方に降ることをも天降るといふ。要するに神の如き高貴の方の來著を天降るといふのであつて、これには信仰的な崇高な觀念が含まれてゐる。だから天降を歴史的事實として説明することは正しい解釋で、勿論誤では無いが、これに含まれてゐる古人の尊崇の觀念を脱却しないことを要する。これは歴史神話の全面的説明の爲に根本的な基礎となるもので、これを缺いては、建國の精神が、其の儘現在の國家構成の精神になる理由が説明し切れないであらう。八岐の大蛇はいかにも狂暴の凶徒でもあらう。同時にその尾から寶劍の出たことは、古人が寶劍に對する神祕なる出現の感を示すものである。邪を斬つて正を顯す、その示現として寶劍の出現することを説く必要がある。單に凶徒からの

戦利品といふだけでは、寶劍の全精神は出現しないのである。

かくして吾人は、歴史神話は、一面に歴史的事實であつて、同時に古代日本民族の信仰であつたと説くことを求める。天孫降臨は、古代の歴史的事實であつて、同時に歴代の天皇御生誕の起原的説明であり、日本の國家に於ける主權が、信仰的基礎の上に立つことを意味するものである。それ故に歴史神話は、必しも現在の科學の力で、合理的にあることのみは記されない。古人の精神生活の所産である以上は、こゝに古人の尊崇的精神の文辭が現れてゐることは當然である。歴史として事實である一面に、精神的なる性質の存することを忘れてはならないのである。

生徒に對しては、その理解力に應じて、平易に説明する必要はある。しかし不完全な部分的な説明に甘んずべき問題ではない。教員諸子が、完全にその精神を把んでゐさへすれば、生徒をして納得せしめることは必しも不可能事ではないであらうと思ふ。

十四 異郷神話

我が國の神話の寶庫として古事記を觀る。そこに一個の歴史的體系に依つて統一せられた神話があり、またこれを構成する個々の神話に分解して見る立場もある。またこの外に、多少遊離して存在してゐるものもある。今、これらの概觀に就いては前節に述べた通りであるが、このうち歴史的體系を構成するものは、國家中心の神話としての意義があり、これに就いては、既に上に記し來つたところである。茲には個々の神話としてなほ少しく洩れたるものを補つて行きたいと思ふ。

思想神話としては、宇宙創生の神話があり、これは歴史神話の一部としてほほ説明した。その外に、古事記に大きな分量をとつて存してゐるものに、異郷に關する神話がある。こ

の神話は、古代人の想像力を基礎として發達して來たものであつて、後世羽衣の物語、浦島の物語、又は竹取の物語等となつて廣く知られるものと深い關係があり、日本文學の大きな泉源として注意されるものであるから、いまこれに就いて多少の解説を爲して置きたいと思ふ。もつとも歴史神話の一部としては、上に既に見えた所でもあるが、茲には純粹の神話としてこれを取り扱ひたいと思ふ。

上代科學知識の發達しなかつた時代にあつては、この宇宙のうちに人間の智惠の及ばない點があり、これらに就いては、空想に依つてその世界を考へ出して居つた。この現實の世界としては、人間の住む世界があり、これに對して他の部分に、別の世界が在ると爲すのである。しかも其の他の世界の姿は、人間自身の住む世界の形から離れて考へる事は出來ないのであつて、やはり人間と同じやうな形を有するものが生活して居ると考へられて居た。しかしその生物は、完全に人間と同一ではなくして、何かの點に於いて變つた性質を有するものとして考へられてゐる。この人間以外の世界を假に異郷と呼ぶのである。こ

の異郷と人間の世界との間に關係が生ずることに依つて、所謂異郷神話は展開して來るものである。

我が國の上代に於ける異郷思想は、數個の方面から分類整理して考へることが出来る。茲には、その世界が何處に在るか、といふことを標準として分類する。

甲、異郷を良き世界と爲すもの

一、天 人間の世界を覆うてゐる廣漠たる天上には、別に一の世界がありと爲すのである。この世界は、天の原、又は高天の原とも呼ばれる。元來高天の原は、天上、日本民族の祖國、神神の世界、海の彼方等の數多の意義を有する語であるが、異郷思想としては、天上にある神々の居住せられる世界と考へられ、一の理想的國土といふものが考へられる。天に居らるゝものは神であり、屢々人間の世界に降下せられる。人々の祖先神は常にこの高天の原に居られ、祭典の場合等には、天上より下り來るものと考へられて居つた。普通の人は天に赴く事無く、従つて天を訪問するといふ神話は傳はらない。ただ天から降下せられた神が、地上の事畢つて天にお還りになることがあるだけである。

二、海神の宮 日本群島を圍む大海の中に、一個の國土を想像してゐる。この世界は美しい世界で、羨むべき處と解せられてゐる。海の神は富み榮えて居り、その女は美しい。人間の或る者が偶々此處に訪れて、その美しい姫君と婚姻を結ぶ物語が傳へられる。」

三、常世 常世とは、永久に變化の無い世界の意義であつて、理想的國土の意味である。これは海の彼方にありと爲す世界である。この國も富み榮えてゐると考へられてゐた。この世界は、屢々海神の宮と混同する。これらの海神の宮また常世は、海外に旅行し漂流した人の物語が入つてゐるであらう。偶々海外の國土に渡つた人が、その地の風俗等を見て語り傳へたものが誇大化して、漸次理想的國土と化して行つたものでもあらう。常世の語は、もと海外の立派な世界と云ふ意味であつたが、仙人思想が渡來するに及んで、仙人の住む世界を常世と云ふやうに變化するに至つた。

乙、異郷を惡しき世界と爲すもの

一、黄泉の國 地下に在りと爲す世界で、暗い、穢い、遠い世界であると考へられてゐた。また根の國、底の國とも呼ばれる。これは墳墓の觀念から出發したもので、墳墓即黄泉の國と觀る思想も存してゐる。元來黄泉とは、支那で用ゐてゐた文字で、支那では死人を埋葬する爲に土地を掘ると、濁水が出るので、濁水即黄泉の國と考へられてゐたのである。其の文字を日本でも借りて用ゐてゐるのである。此處に住む生物は、恐るべき存在であつて、屢々人間世界を脅すものと考へられてゐた。

異郷を良き世界と考へるものにあつては、その異郷は屢々連絡して考へられる。海神の宮と常世と混同することは前述の通りであるが、高天の原も亦海の彼方に在りと爲す事がある。高天の原から降つて來たことと海を渡つて來たことは同じ意味に考へられる事が屢々ある。これ等の世界は人間の羨望する世界であつて、従つて人々は、かやうな世界の話を好んで爲したものだと思はれる。これに對して黄泉の國は、確に別種の存在であつて、しかも人間の世界に恐怖すべき嫌惡すべき事實の存在する以上は、其等の事實の根據地として、黄泉の國を考へる事も、亦已むを得ぬことであつたのであらう。

これらの異郷に關する説話は、人間世界との關係が生ずる事に依つて成立する。即それは、異郷より人間世界を訪ふものと、人間が偶々異郷を訪ふものがある次第である。しかし高天の原から神の降る説話に就いては、性質も別であり、歴史神話としての意義が深いので、茲にはこれを述べない。また高天の原に人の訪れる説話の存せぬことは前述の通りである。須佐の男の命が、高天の原に天照らす大神を御訪問遊された神話は、形式から云へば、異郷訪問の神話に近いものがある。この地上に御出現になつた須佐の男の命が、高天の原を訪問せられ、天照らす大神の禁止せられる幾多の事を犯されるが爲に、遂に高天の原から追放せられる、と云ふ形に觀ることも出来るが、それは唯形式の上の相似であると云ふべきであらう。ただ同じく天から降る説話でも、所謂白鳥處女説話に屬するものは、他の異郷の物語と關聯することが多いので、これを觀てゆくことを要する。

かくして異郷人の人間との關係を觀るに、そこには種々の種類が存するけれども、第一

に重要な共通點としては、異郷人と人間とが異性であると云ふ事である。人間が男子であるか又は女子であるかに應じて、異郷人も女子又は男子として語られる。ここに物語の展開は異性であるといふ性質から、當然夫婦關係に導かれるものが多いのである。何故異性關係に依つて現れるかと云ふに、この種の説話は、おほむね貴子誕生説話に導かれ、それは貴人又は美人・力士の類は、普通の人間の子で無いと云ふ考へ方があり、その説明神話として、異郷神話が發達する爲であらう。また異郷人と人間とが親子關係を取る場合があるが、この場合は人間が親であり、異郷人が其の子になる。これも、貴種は普通の人間の子にあらずして、實は異郷より紛れ來つたものであると爲す思想に基づくであらう。さて夫婦關係を取る場合に、異郷の人は、その本質的存在に於いては人間以外の存在即動物、植物、又は器具等であつて、これらが假に人間としての形を現すとして説明せられる。故にこの場合は神婚説話として取り扱はれる。この神婚説話には、神變なるものが男子である場合に、これを男神神婚説話と爲し、同じく女子である場合に、これを女神神婚説話と爲すのである。男神神婚説話は、物語がおほむね恐怖の色彩を帯びる爲に、原始的なる形の儘に残り、女神神婚説話は、その女神の美を説くが爲に、文學的展開を爲して幾多の創作をも導き出すに至つた。

古事記の神話中に在つて、異郷から男神が來つて人間の女子と婚姻せられる物語は、武天皇の皇后の御系統を語るものと、及び崇神天皇の條に、三輪の大物主の神が活玉依姫に通つたといふ説話とがある。この二つの説話は非常に類似點が多い。前者は三島の湟みせくひの女勢せや夜陀だ多良たら姫が非常に美しかつたので、三輪の大物主の神が、丹塗矢となつて河を流れ下り、其の嬢子の富登を突いた。ここにその矢を持つて來て床の邊に置いたところ、忽に立派な男子となつて、遂に婚姻して生れた姫が富登多々良伊須々岐姫といふ、といふのである。また活玉依姫の物語は、姫が美しかつたので、神の男があつて非常に立派なのが毎夜忽に來て婚姻をし、幾時も無いうちに其の嬢子が妊んだ。そこでその父母がその妊める事を怪んで、如何にして妊めるかを知らうと思つて、その女に誨へて赤土を床の邊に散